

LIBRA

2016年 9 月号

〈特集〉

M&A(事業承継)に関する実務

— 中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座より —

〈インタビュー〉

ミュージシャン 鈴木慶一さん

〈クローズアップ〉

2016年度 夏期合同研究



東弁の活動

2016年度 夏期合同研究を開催

7月20日、弁護士会館において2016年度夏期合同研究が開催され、19の分科会と全体討議が行われた。



本誌31頁に記事掲載
.....

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2016年9月号

特集

02 M&A(事業承継)に関する実務

—中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座より—

- I 株式譲渡の方法によるM&Aの流れ 内藤良祐
- II 株式譲渡契約書作成の留意点 本井克樹

インタビュー

24 ミュージシャン 鈴木慶一さん

クローズアップ

31 2016年度 夏期合同研究

連載等

- 28 理事者室から：超主観的委員会紹介 成田慎治
- 30 臨時常議員会報告（2016年度 第1回）
- 41 今、憲法問題を語る
第60回 7月13日実施の都内3か所での街頭宣伝行動の報告 伊井和彦
- 42 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京家庭裁判所委員会「再非行防止に向けた少年審判の運用について」折井 純
- 44 子どもの権利プラクティス報告～少年院送致が見込まれる事件と環境調整～ 浅井健人
- 46 もっと知ろうよ！オキナワ！
第7回 辺野古をめぐる争訟と今後の展望
—辺野古新基地建設問題から問われる地方自治と民主主義— 神谷延治
- 48 近時の労働判例
第44回 広島高裁松江支部判決平成27年5月27日（学校法人矢谷学園ほか事件）
宋 昌錫
- 50 東弁往来：第47回 法テラス鯉ヶ沢法律事務所 小澤博之
- 52 わたしの修習時代
法曹として進むべき道を模索した日々と充実した2年間 18期 倉内節子
- 53 68期リレーエッセイ：弁護士生活6カ月 馬場洋尚
- 54 お薦めの一冊：『ここがポイント 事業者の内部通報トラブル』 小出康夫
- 55 コーヒーブレイク：弁護士最速を目指して～Road To Fukuoka～ 小池孝範
- 56 東弁・二弁合同図書館 新着図書案内
- 65 インフォメーション

M&A(事業承継)に関する実務

— 中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座より —

M & A (事業承継) に関する実務

今日、中小企業の経営者が事業の引継ぎを希望しても、引き継ぐ親族や従業員などがおらず、第三者への事業承継が行われるというケースが増えている。中小企業のM&A(事業承継)に関する実務は、必ずしも企業法務を専門としない会員も、顧問先などから突然相談や依頼を受ける可能性がある分野である。

本特集では、本年6月2日に当会の中小企業法律支援ゼネラリスト養成講座の一環として実施された同名の研修をダイジェスト版として掲載し、

M&Aに関する専門的なノウハウ、実務上の留意点などを伝える。

株式譲渡の方法によるM&A(事業承継)の流れ、株式譲渡契約書作成の留意点が分かりやすく解説されており、業務の参考にしていただければ幸いである。

(西川 達也, 上村 剛)

CONTENTS

- I 株式譲渡の方法によるM&Aの流れ
- II 株式譲渡契約書作成の留意点

I 株式譲渡の方法によるM&Aの流れ

中小企業法律支援センター委員 内藤 良祐 (37期)



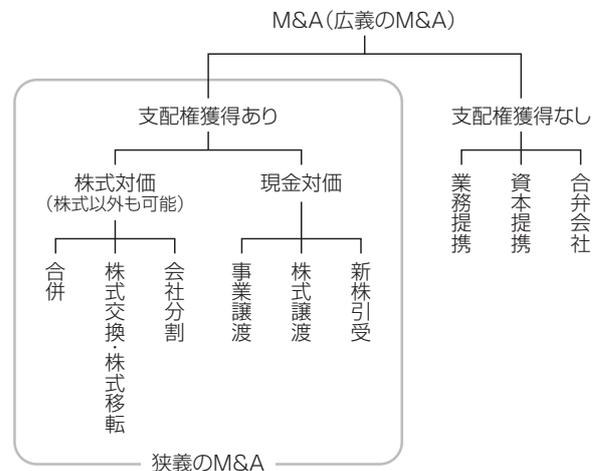
1 M&Aの意義

(1) 狭義のM&A

M&Aという言葉は非常に多義的に使われている。会社組織再編の複雑なスキームを使って行うM&Aもあれば、単純に株式を譲渡するという形で事業の移転を行う方法もある。

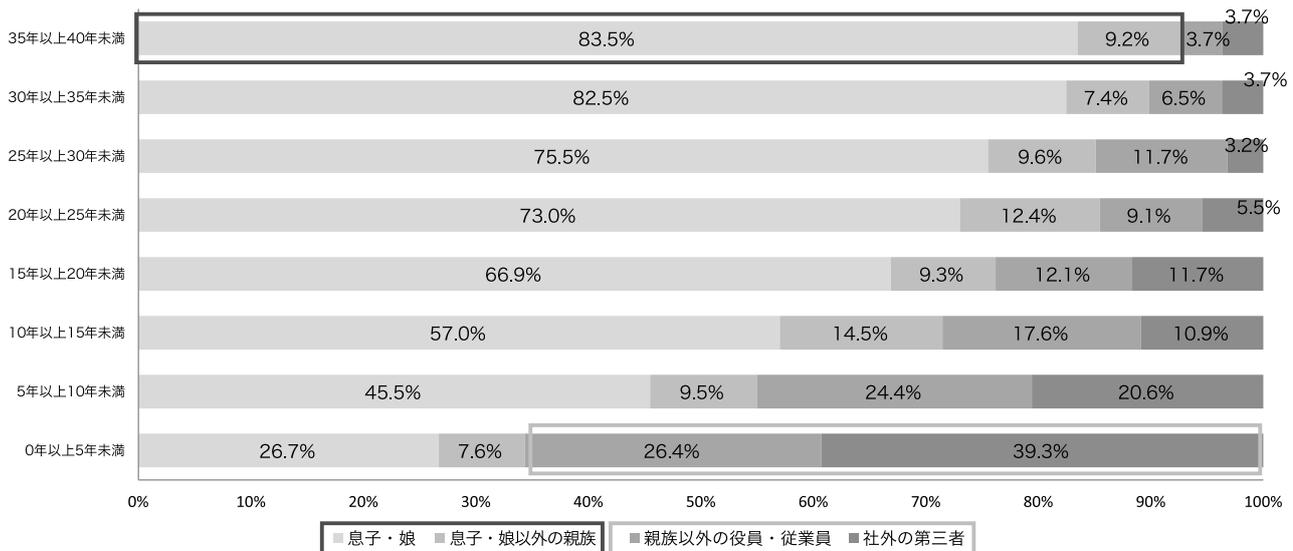
【図1】に買収スキームの類型がまとめられているが、広義のM&Aのうち、支配権獲得があるものを狭義のM&Aと呼び、その中の現金対価によるものの1つが株式譲渡の方法によるM&Aである。本稿で取り上げるのは、株式譲渡の方法によるM&Aの中の相対取引によるものである。

図1 買収スキームの類型



* LIBRA 編集会議作成

表1の1 経営者の在任期間別の現経営者と先代経営者との関係



* 出典：中小企業庁財務課「事業承継に関する現状と課題」13頁（中小企業庁委託 みずほ総合研究所「中小企業の資金調達に関する調査」の再編・加工）
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/jigyousyukei/2016/160426jigyousyukei5.pdf>

(2) 株式譲渡

株式の譲渡によるM&Aは、事業承継が問題となって以来、徐々に増えてきているが、もともとは例えば「法人格の売買」という場合に使われていたスキームであった。

墓地を運営する主体は、宗教法人ないしは自治体に限定されているため、宗教法人の「法人格の売買」というようなことが昔から行われてきた。同様に、株式会社においても設立費用を節約するために、既存の会社を売買するということが行われている。もっとも、これらは事業の実体に移るというよりは、あくまで法人格の売買（既存の法人格の流用）を目的として行われていたものであった。また、M&Aのマーケット自体、特に中小企業のマーケットが未成熟だったため、売りたい、買いたいということはあっても、なかなかそれがうまく成立しないというのが実態であった。

本稿で取り上げる事業承継に伴う株式の譲渡というのは、中身のある事業自体の売買を指すが、上記のように、株式の譲渡という方法での法人格の「移転」というスキームが以前から行われてきたということは頭に入れておいてほしい。単なる法人格の移転の場合であっても、既存の会社の売買をするわけであり、簿外債務のような形で、買ったはいいいけれども実は債権者がいたというようなことは往々にしてあった。会社を買う場合には、相手のことをよく知っていないと、

リスクが高い売買になるのである。

(3) 親族外承継

事業承継は、もともと親族内承継が基本形であった。親族内承継の場合は、株式の相続、贈与、あるいは譲渡による事業承継が行われてきた。

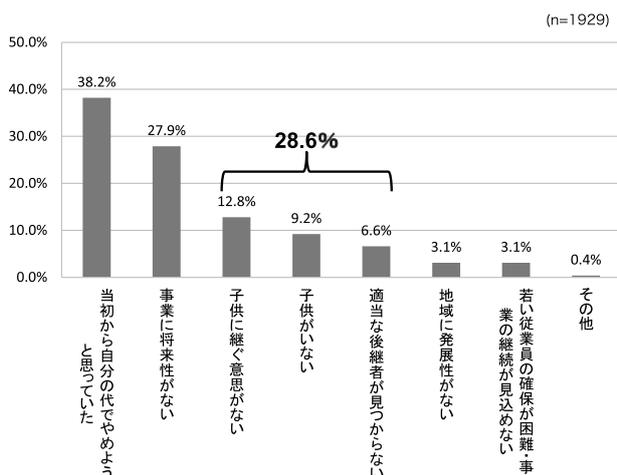
親族外承継は、従業員の場合と第三者の場合があるが、贈与までして従業員や第三者に会社を引き継がせるというケースはそう多くはなく、譲渡という形を取らざるを得ない場合が多い。

【表1の1】は、現経営者と先代経営者との関係を、現在の経営者の在任期間によって分けたグラフである。この一番下の「0年以上5年未満」の欄をみると、「親族以外の役員・従業員」が引き継いだというのが26.4%、全くの「社外の第三者」が引き継いだというのは39.3%となっている。これは、近年、従業員や社外の第三者に事業承継をしていくということが決して珍しくなくなってきていることを表している。

これに対して、在任期間「35年以上40年未満」の経営者では、92.7%が親族から引き継いでいる。40年も前に事業を引き継ぐという場合には、第三者承継というのはほとんどなかったことが分かる。

次に【表1の2】（次頁）を見ると、「子供に継ぐ意思がない」、「子供がいない」、「適当な後継者が見つからない」というのが合わせて28.6%であり、事業を

表1の2 廃業予定企業の廃業理由



* 出典 (表1の2, 1の3ともに)
 中小企業庁財務課「事業承継に関する現状と課題」14-15頁
 (日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の資金調達に関するインターネット調査」の再編・加工)
<http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/kenkyukai/jigyousyokei/2016/160426jigyousyokei5.pdf>

引き継ぐに値するような企業であっても、特に親族に引き継ぐのに適当な人がいないために廃業せざるを得ない企業が多数あるということが分かる。

【表1の3】によると、「今後10年間の事業の将来性」について、廃業予定企業のうち、今後「成長が期待できる」が5.5%、「成長は期待できないが現状維持は可能」が35.4%で、合わせて約40%もある。少なくとも現状維持は可能であるのに、承継する人がいないために廃業せざるを得なくなっている企業というのがこれだけあるということになる。

こうした状況を解決するために、今日では特に第三者承継（親族外承継）が必要となってきている。

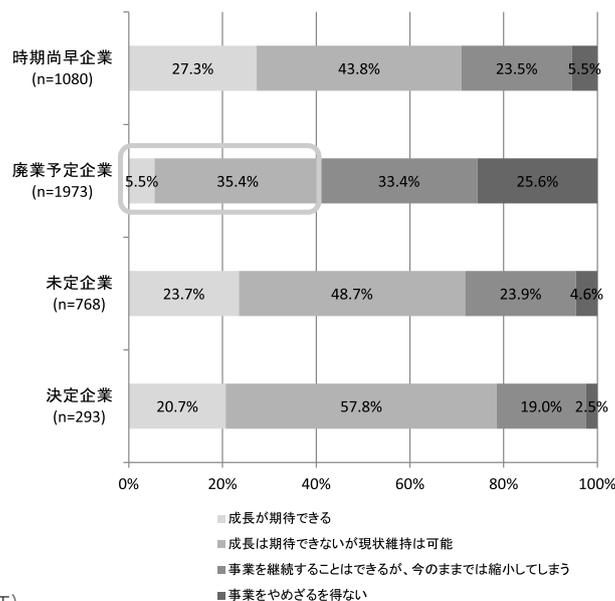
(4) 個別資産の賃貸・譲渡

本稿で扱うのは支配権の移転による法人格の承継を伴う事業承継であるが、個別資産の譲渡、賃貸で足りるケースも相当ある。

例えば店舗については、法人格を引き継がなくても、〇〇屋という屋号で運営している場合、その屋号を引き継いで、店舗の賃貸借を承継すれば、それで事業承継として目的を達し得るケースもある。

事業承継の相談を受けた場合、ケースによってはM&Aなど大げさな手段によらずとも、個別資産の譲渡、賃貸による方法もあるとのアドバイスをすることも考えられる。

表1の3 今後10年間の事業の将来性



(5) 事業承継のシミュレーション

事業承継において、第三者承継という方法をとる場合は、事業承継計画を立て、シミュレーションをして、最終的に第三者承継という選択肢に至るべきである。単なる税務対策だけの問題ではなく、事前に周到に準備しておくことが事業承継の根幹となる。

2 事業価値

(1) スキームの決定

事業承継を行う場合、自分の事業、企業の価値、あるいは実態がどんなものなのかということをもまず把握しなければならない。それにより取るべきスキームも異なってくることになる。

(2) 売却価格の決定

企業の価値というのは、切り口によって違ってくる。ここで最低限必要なのは、だいたい自分の会社はいくらぐらいなのかということである。まず、相続税はどのぐらい取られるのか、この辺は最低限考えておく必要がある。そして、いざ事業譲渡を行うとなった場合、全く見ず知らずの第三者に売るケースも出てくる。その場合には、自分の会社がいくらぐらいなのか、世間相場がどのくらいかということを考えなければならない。

そこで、事業価値、株価の算定が必要となる。

(3) 主要な算定方式

一般に事業価値の算定方式としては、大きく分けて以下のアプローチ方法がある。

①コスト・アプローチ

純資産方式 (相続税—財産評価基本通達)

②マーケット・アプローチ

類似業種比準方式 (相続税—財産評価基本通達)

③インカム・アプローチ

配当還元方式・利益還元方式・DCF (ディスカウントキャッシュフロー) 方式

④税法上 小会社の場合

同族株主の場合の基準 純資産方式

非同族株主の場合の基準 配当還元方式

ア コスト・アプローチ

①のコスト・アプローチは、バランスシートがベースとなる。資産を基準に、この会社にはこれだけ価値があると考え、純資産方式、すなわちプラスの資産からマイナスの資産を引いて、残りを株数で割って1株当たりの企業価値を算定するというのが基本的なアプローチとなる。

イ マーケット・アプローチ

②のマーケット・アプローチは、市場でどのように売買されているのか、ということを経営に会社の価値を算定する。不動産の鑑定書を見ると、近隣で同じような土地、建物がいくらで売買された事例があるかというような点から、その不動産の価格を算定しているが、それと同じようなアプローチである。上場企業で言えば、株価というのはある意味

マーケット・アプローチということになる。

ウ インカム・アプローチ

もう1つ大事なものが、③のインカム・アプローチである。ある企業が将来どれだけ利益を上げるかを評価して、現在の価値を算定するという方式である。その中でも、配当還元方式、利益還元方式、DCF方式と大きく分けて3つがある。

これからどれだけ配当されるかという点に着目したのが配当還元方式、どれだけ毎年利益を生むのかというところに着目したのが利益還元方式である。

DCF方式というのは、会社の価値をキャッシュフロー・ベースで見る。キャッシュフロー、即ちこの会社はいくらお金を生み出すのだろうかという点で現在価値を算定する方式である。将来にわたって、これだけの利益を上げていくので、仮に現在債務超過であっても、将来この会社は必ず利益を生むのだと考える。ゴーイングコンサーン・バリュエーションという点で、今作ったばかりで設備投資をしていて、コスト・アプローチ、例えば純資産方式ではプラス評価はできない会社であっても、将来の収益力を考えると今いくらかの価値がある、と考えるのがDCF方式の基本的アプローチである。

エ 税法上の基準

事業承継というのは相続税と密接にかかわっているので、④の税法上どのような基準が取られているのかということも念頭に置いておかなければならない。細かい点については、国税庁のウェブサイトを参照していただきたい*1 *2 *3。

* 1 : 国税庁ウェブサイト「財産評価 第8章 その他の財産 第1節 株式及び出資」 <https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/sisan/hyoka/08/04.htm>

* 2 : 同「取引相場のない株式の評価」 <https://www.nta.go.jp/taxanswer/hyoka/4638.htm>

* 3 : 同「気配相場のある株式の評価」 <http://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/sisan/hyoka/08/02.htm>

図2 株式売却価格簡易計算シート

●簡易自己診断のためのデータ	事例	記入欄
【最新の貸借対照表から記入】		
①純資産額(=純資産合計-資産合計-負債合計)	50,000,000 円	① <input type="text"/> 円
②資産のうち、「現金及び預金、貸倒引当金控除後の短期及び長期貸付金」の合計金額	14,800,000 円	② <input type="text"/> 円
③負債のうち、「短期借入金、社債、長期借入金」の合計金額	6,000,000 円	③ <input type="text"/> 円
【最新の損益計算書から記入】		
④営業利益 (注) 数値は年(12ヶ月)換算で、最近3年間あるいは5年間の平均値を用いるのもも有効です。	4,800,000 円	④ <input type="text"/> 円
【その他の事項】		
⑤純資産調整額(資産の含み益-資産の含み損-未計上債務) (注) 土地の含み益や含み損、従業員の退職給付債務等、決算書に反映されていない損益を記入します。	△2,000,000 円	⑤ <input type="text"/> 円
⑥実効税率(一般的には38%~42%の間で決定) (注) 課税所得の現状を考慮しながら設定します。	40.00 %	⑥ <input type="text"/> %
⑦資本コスト(一般的には7%~10%の間で決定) (注) 資本コストとは、営業利益を何倍にすれば企業価値になるかを示すものです。上場会社に匹敵する規模や収益性の会社は7%に近い数値、そうでない会社は10%に近い数値で設定します。	8.00 %	⑦ <input type="text"/> %
⑧発行済株式総数 (注) 発行済株式総数から自己株式を控除した株式数を記入します。	16,000 株	⑧ <input type="text"/> 株

だまかに掴んでおくべきなのは、同族株主と非同族株主についての扱いである。ご存知のように、会社には同族判定というものがあ、その会社の同族株主の場合は、純資産方式が基本となる。非同族株主、例えばお付き合いで弁護士が株式を持っている場合は、その人にとっての価値は何かというと、結局入ってくる配当となる。そうした株主については、配当還元方式が基本になる。

(4) 採用すべき算定方法

企業価値を算定する目的が何なのかによって、どの方式を採るべきかが決まってくる。

節税を目的とする事業承継計画を策定するのであ

自社株式売却価格の簡易自己診断

自己診断に利用する評価法は「純資産法」と「収益還元法」の2種類です。それぞれの評価方法だけでは不十分な面もありますので、自己診断では、これら2種類の評価方法を併用し、それらを総合的に判断することによって、株価を試算してください。これらの方法によって算定された一株当たりの株価を、売却株式数に掛け合わせたものが自社の売却価格の目安となります。

(単位: 円)

●貸借対照表を基礎とする企業価値の評価法(純資産法)				記入欄
基礎数値	貸借対照表の純資産額	①	50,000,000	
調整計算	評価のための調整額	⑤	△2,000,000	
	調整後純資産額	A(①+⑤)	48,000,000	
評価額	発行済株式総数	⑧	16,000	
	一株当たりの価格	A÷⑧	3,000	

(単位: 円)

●損益計算書を基礎とする企業価値の評価法(収益還元法)				記入欄
基礎数値の計算	損益計算書の営業利益	④	4,800,000	
	実効税率	⑥	40%	%
	営業利益に対する法人税率	B(④×⑥)	1,920,000	
調整計算	税引後営業利益	C(④-B)	2,880,000	
	資本コスト	⑦	8%	%
	還元価値	D(C÷⑦)	36,000,000	
	加算: 預貯金や貸付金	②	14,800,000	
	減算: 借入金や社債	③	6,000,000	
	調整後価値	E(D+②-③)	44,800,000	
評価額	発行済株式総数	⑧	16,000	
	一株当たりの価格	E÷⑧	2,800	



* 出典: 中小企業庁「事業承継ガイドライン 20問20答」Q16
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei20/q16.htm>

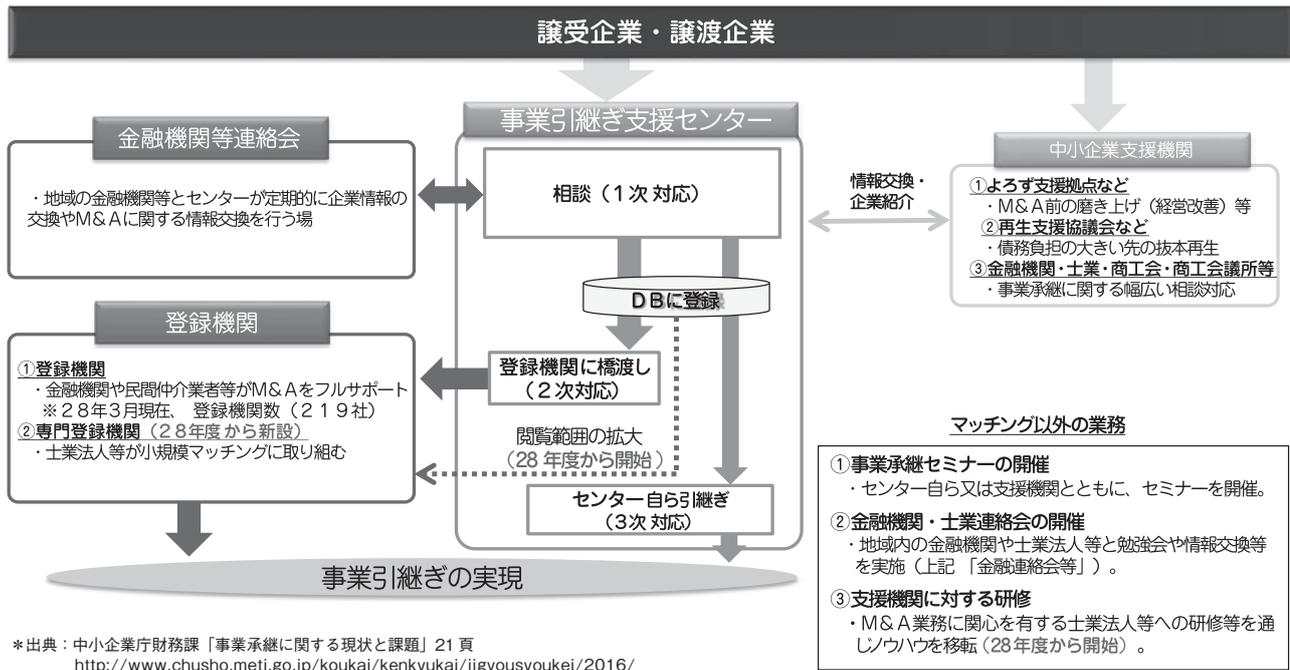
れば相続税の評価が基準になるし、第三者承継ということになってくると、マーケット・アプローチかインカム・アプローチが基準となる。相手にとってこれだけの価値があるのだから、必ずしも純資産にこだわる必要はないということになる。

ただ、なかなか取引事例もないのが通常であるし、算定が困難ということも考えられる。そうした場合には、中小企業庁のウェブサイト【図2】の株式売却価格簡易計算シートが用意されている。

また、独立行政法人中小企業基盤整備機構のウェブサイトでは、『中小企業経営者のための事業承継対策』という冊子が配布されており*4、そういったものを利用するというのも有用である。

* 4: 独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業経営者のための事業承継対策(平成27年版)」
<http://www.smrj.go.jp/keiei/jigyoshokei/057111.html>

図3 事業引継ぎ支援センターの支援スキーム



3 手続・方法

(1) 準備

ア 仲介機関の選択

会社の価値がだいたいどのぐらいなのかは分かっていたけれども、誰も引き継ぐ人がいない。長いこと経営してきたけれども、この辺で会社を売り払って、あとは老後少し楽しみたいというような場合には、第三者承継（M&A）を行うということになる。

その手続については、これも準備段階と実行段階の2つに分けられる。準備段階で、まず買ってくれるところを探さなければならない。経営者が知っている範囲内で引き継いでくれるところがあればよいが、なかなかそうはいかない。そうすると日本全国で幅広く相手を探さなければならないということになる。

そうした仲介をビジネスにしている企業もある。大きく分けると銀行系、ファンド系、アドバイザー系に分かれる。そうした企業が、自分のところでデータベースを構築してマッチングを行うというようなこともやっている。

できるだけM&Aマーケット、特に第三者承継絡

みのマーケットをつくっていかうということで、経済産業省が「事業引継ぎ支援センター」というものを創設し、東京都では東京商工会議所内に設置されている*5。同センターの概要は、【図3】をご覧になっていただきたい。参考として【図4の1～3】（次頁）に、譲渡希望者用、承継希望者用、承継希望企業用の申込書の様式をそれぞれ掲げる。

イ 売却価格の検討

仲介機関においてどのようにマッチングが行われるかという点、前記のような申込書に記載されている情報がデータベース化され、通常は1社ずつ順次紹介されていく。譲渡を希望する企業としては、一番良い企業を選んで次のステップに進むということになる。

その際、売却条件として、売却価格の他、従業員をどうするのか、事業の切り分けをするのか、社長の保証はどうするのか、そういった様々な問題があるが、基本的には売却価格の問題と従業員の処遇の問題が一番重要となる。

ウ 企業をより魅力的に

売りに出す前には、企業をできる限り魅力的に見せなければならない。事業の改善、冗費の削減、

* 5：東京都事業引継ぎ支援センターウェブサイト <http://www.jigyo-hikitsugi.jp/>

図4の1 事業承継マッチング支援申込書①(譲渡希望者用)

事業承継マッチング支援申込書①(譲渡希望者用)			
宛		業務形態	
受付番号		申込年月日	
申込年月日		発行担当	
以下の通り後継者不在等の企業(個人事業)の譲渡希望として支援を申し込みます。			
会社形態	1. 個人事業 2. 特例有限会社 3. 株式会社 4. その他()	従業員数 (うちパート)	(人)
業 種	1. 小売業 2. 飲食業 3. 卸売業 4. 製造業 5. 建設業 6. サービス業 7. その他()		
主な事業			
所在エリア (本社所在地)	1. 県内 2. 県外(北海道 東北 北関東 南関東 甲信越 東海 北陸 近畿 中国 四国 九州・沖縄)		
事業エリア① (地域エリア)	1. 北海道 2. 東北 3. 北関東 4. 南関東 5. 甲信越 6. 東海 7. 北陸 8. 近畿 9. 中国 10. 四国 11. 九州・沖縄 12. その他海外() *複数選択可		
事業エリア② (店舗承継型の必須項目 詳細地域)	事業エリア② (店舗承継型の特定 店舗形態・広さ等)		
年 齢	①1,000万円未満 ②1,000万円～2,000万円未満 ③2,000万円～5,000万円未満 ④5,000万円～1億円未満 ⑤1億円～5億円未満 ⑥5億円～10億円未満 ⑦10億円以上		
経 常 利 益	①300万円未満 ②300万円～1,000万円未満 ③1,000万円～1億円未満 ④1億円以上～5億円未満 ⑤5億円以上		
純 資 産	①300万円未満 ②300万円～1,000万円未満 ③1,000万円～1億円未満 ④1億円以上～5億円未満 ⑤5億円以上 ⑥債務超過		
自社のセールス ポイント(得意 取り 扱い商品、取引先、 将来性について等)			
希望する形態	1. 店舗承継型(①店舗賃貸 ②店舗譲渡) 2. 事業譲渡(M&A)型 (①株式売却 ②全部譲渡 ③一部譲渡 ④その他())		
後継者を推す理由			
後継者に望む条件 (必須条件含む)			
開示される 情報 です。			
開示 しません。			
ふりがな			
企業名			
ふりがな			
代表者名			
生年月日			
住 所			
電話番号	携帯番号		
メールアドレス			
その他希望情報			

事業承継マッチング支援申込書① 譲渡希望者用

図4の2 事業承継マッチング支援申込書②(承継希望者用)

事業承継マッチング支援申込書②(承継希望者用)			
宛		業務形態	
受付番号		申込年月日	
申込年月日		発行担当	
以下の通り承継希望者として支援を申し込みます。			
現在の職業	1. 個人事業主 2. 会社勤務 3. 無職 4. その他()	就業年数	年
所在エリア (現住所)	1. 北海道 2. 東北 3. 北関東 4. 南関東 5. 甲信越 6. 東海 7. 北陸 8. 近畿 9. 中国 10. 四国 11. 九州・沖縄		
年 令	1. 20代 2. 30代 3. 40代 4. 50代 5. 60代 6. 70代以上		
性 別	1. 男性 2. 女性		
希望する業種	1. 小売業 2. 飲食業 3. 卸売業 4. 製造業 5. 建設業 6. サービス業 7. その他()		
希望する主な事業			
自己アピール			
希望する形態	1. 店舗承継型(①店舗賃貸 ②店舗譲渡) 2. 事業譲渡(M&A)型 (①株式売却 ②全部譲渡 ③一部譲渡 ④その他())		
希望する地域	1. 県内 2. 県外(北海道 東北 北関東 南関東 甲信越 東海 北陸 近畿 中国 四国 九州・沖縄) 3. その他海外() *複数選択可		
最終学歴	①大学院 ②大学 ③高等 ④高校 ⑤中学 ⑥その他		
保有資格・職業等 の履歴			
投資可能額	①100万円未満 ②100～300万円未満 ③300～500万円未満 ④500～1,000万円未満 ⑤1,000～2,000万円未満 ⑥2,000～5,000万円未満 ⑦5,000万円～1億円未満 ⑧1～5億円未満 ⑨5億円以上		
後継者を希望する 目的			
開示される 情報 です。			
開示 しません。			
ふりがな			
氏 名			
ふりがな			
氏 名			
生年月日			
住 所			
電話番号	携帯番号		
メールアドレス			
その他希望情報			

事業承継マッチング支援申込書② 承継希望者用

* 出典 (図4の1～4の3)

独立行政法人中小企業基盤整備機構「平成27年度版事業承継支援マニュアル」様式集 67-69頁
http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material/_b_0_keiei/jigyoshokei/pdf/h27fy_shienmanual5-2.pdf

バランスシートのスリム化(遊休資産の売却など)を行い、セールスポイントとなる会社の強みをアピールする。

オーナーと企業との線引きも明確化しておくべきである。資産の賃借、ゴルフ会員権、自家用車、交際費など、公私の区別をきちんとしておかなければ、ディールに耐えられないということになる。

また、マニュアル・規程類の整備も重要となる。社内ルールがしっかりしていれば、それは必ずと書類にも反映され、財務や計算書類等にも反映されて、買う側としても信頼のベースができる。

株主についても、中小企業を第三者に譲渡する場合、通常買い手としては全株式を取得するのなければ到底買うことができないということになるので、事前に単一株主化しておく必要がある。

これらの点からも、事業承継計画の段階から時間をかけてきちんと事前の準備をしておくことが重要となる。

(2) 実行

ア 売却候補先企業への打診

準備が整って売りに出すということになると、まず売却候補先企業への打診を行うことになる。候補が複数あれば提示されるが、譲渡側が優先交渉権を決めて、そこの交渉に持っていく。中小企業の場合、ビッド(競争入札)というのは通常行われない。

イ 守秘義務契約、デューデリジェンス、条件交渉、基本合意書

買い手側にとって、一番重要なのがデューデリジェンス(「デューデリ」,「DD」と略される)である。これは、買い手側が買収先企業を精査して価格を決定すること、その会社が法的な問題を含んでいないかどうかのチェックを行うことをいう。デューデリに先だって守秘義務契約を締結しておく必要がある。守秘義務契約・デューデリについては、解説書が数多く出版されており、参考になる。

図4の3 事業承継マッチング支援申込書③(承継希望企業用)

事業承継マッチング支援申込書③(承継希望企業用)			
宛		事務処理欄	
		受付番号	年月日
		申込年月日	年月日
		受付担当	
以下の通り承継希望企業として支援を申し込みます。			
開示される情報です。	会社形態	1. 特例有限会社 2. 株式会社 3. その他()	従業員数 (うちパート) (人)
	業種	1. 小売業 2. 飲食業 3. 卸売業 4. 製造業 5. 建設業 6. サービス業 7. その他()	
	主な事業		
	所在エリア (本社所在地)	1. 県内 2. 県外(北海道 東北 北関東 南関東 甲信越 東海 北陸 近畿 中国 四国 九州・沖縄)	
	事業エリア (地域エリア)	1. 北海道 2. 東北 3. 北関東 4. 南関東 5. 甲信越 6. 東海 7. 北陸 8. 近畿 9. 中国 10. 四国 11. 九州・沖縄 12. その他海外() *複数選択可	
	年商	①1,000万円未満 ②1,000~2,000万円未満 ③2,000~5,000万円未満 ④5,000万円~1億円未満 ⑤1~5億円未満 ⑥5~10億円未満 ⑦10億円以上	
	資本金	①300万円未満 ②300~1,000万円未満 ③1,000万円~1億円未満 ④1~5億円未満 ⑤5億円以上	
	希望する形態	1. 店舗承継型(①店舗賃貸 ②店舗譲渡) 2. 事業譲渡(M&A)型 (①株式売却 ②全部譲渡 ③一部譲渡 ④その他())	
	希望する業種	1. 小売業 2. 飲食業 3. 卸売業 4. 製造業 5. 建設業 6. サービス業 7. その他()	
	希望する技術 又は特長		
希望する規模 (年商)	①1,000万円未満 ②1,000~2,000万円未満 ③2,000~5,000万円未満 ④5,000万円~1億円未満 ⑤1~5億円未満 ⑥5~10億円未満 ⑦10億円以上		
投資可能資金	①100万円未満 ②100~300万円未満 ③300~500万円未満 ④500~1,000万円未満 ⑤1,000~2,000万円未満 ⑥2,000~5,000万円未満 ⑦5,000~1億円未満 ⑧1~5億円未満 ⑨5億円以上		
M&Aの目的			
開示しません。	ふりがな		
	企業名		
	ふりがな		
	代表者名		
	生年月日		
	住所		
電話番号	携帯電話		
メールアドレス			
その他希望情報			

事業承継マッチング支援申込書③ 承継希望企業用

議事録, 取締役会議事録, 監査役会議事録, 社内倫理規定, 社内稟議書, 役員・顧問契約書, 内部監査報告書なども必要である。

② 許認可関係

許認可関係も重要となる。許認可を引き継ぐ予定の場合, 株主が替わると許認可が消滅するというケースもあるので, これに対する確認もしなければならない。それから行政官庁の検査実績, 指摘・指導事項, その他過去の増減資, あるいは組織再編の書類など会社総務関係も必要である。

③ 会社の抱える紛争

その会社がどのような紛争を抱えているのかというのは大事な点である。裁判関連資料であるとか, あるいは第三者からの内容証明, 請求など, そういったものがないか。あるいは裁判外の示談書, 和解合意書も必要となる。ただ, どこまで遡るかという問題もあり, これもケース・バイ・ケースであるが, 通常は5年程度あればよいのではないと思われる。

④ 資産関係

資産関係について, まずは不動産, リース, 知的財産権, 顧客リスト, あと担保関係が必要となる。それから保有有価証券など, 資産別にそれぞれ要求していくこととなる。負債関係については, 後から簿外債務が出てくると大きな問題となるので, 借入金の明細など基本的なところはチェックが必要である。

⑤ 労務関係

労務関係について, 従業員名簿は当然必要である。他には, 従業員組織, 就業規則, 労働契約, 出向契約, 退職金規定の書類など。労働組合があれば, その関係の書類も当然出してもらわなければならないということになる。

デューデリは, まず集めるべき資料の一覧を買収先会社に渡して資料を出してもらおうところから始まる。その前に秘密保持契約を結んで, 大まかな条件交渉をするが, デューデリが先になるか, 基本合意書が先になるかというのはケース・バイ・ケースでもある。

ポイントは以下のとおりであるが, 企業規模やデューデリの内容によってどこまでやるかは千差万別である。

① 株式関係, 組織関係, 役員に関する事項

どのような書類を要求したらよいかということについて, まずは会社の全体図を把握しなければならないので, 株式関係, あるいは組織関係, 役員に関する事項が重要になる。組織図, 会社登記簿謄本, 定款, 会社案内, パンフレット, 商品表示カタログ, 株主名簿, 主要契約書, 株主間契約, 取締役会・監査役会役員規則, 株式取扱規則, ストックオプションがあればそれに関する膨大な資料が必要となる。それから総会

⑥ 子会社関係

子会社関係について、子会社の組織図、重要な子会社であれば、当該子会社について親会社と同様の書類を要求する必要性が出てくるケースもある。合弁企業の場合は相手方との関係が非常に大事なので、株主関係をチェックするべきである。

これらをチェックして報告書を作成することとなる。仲介機関は問題が起きた場合は責任を負わないので、買収したいんだけどもデューデリを願えませんかと依頼された場合、デューデリをした弁護士が責任を負わなければならないということになる。どこまで責任を負うのか、特に財務については責任を負わないということを明確にしておくということが重要である。

ウ 売買契約書・クロージング

最後に、売買契約書を作成し、売買契約書に基づいてクロージングを行うことになる。売買契約書・クロージングについて、詳細は本井克樹会員担当のⅡ「株式譲渡契約書作成の留意点」(12頁以下)に譲る。

4 経営者保証ガイドライン

若干付随する問題として、経営者保証ガイドラインについて述べる。

会社の経営者が、その会社が銀行から借入れする際の保証人になったり、自宅を抵当に入れたりといったことが行われている。しかし、会社を売って経営から離れてもう会社をコントロールできないにもかかわらず、保証がいつまでも付いているということでは、

とてもではないけど売れない、売るわけにいかないということになる。

これに関連して、経営者の保証をどうする場合に外せるかというガイドラインを日本商工会議所と一般社団法人全国銀行協会が作成し、これを金融庁が公表している*6。

(1) 保証契約時、経営者保証がなくても融資を受けられる要件

同ガイドラインにおいて、経営者保証がなくても会社が融資を受けられる要件を要約すると、以下の3つとなる。

- ① 法人と経営者の資産等が明確に区分されていること
- ② 法人に財務基盤の強化が認められること
- ③ 法人から財務状況の正確かつ適切な開示等が行われていること

しかし、これをクリアするのは簡単ではない。前述のように、公私の区別をはっきりすべきということは、ここからも見えてくる。また、「財務基盤の強化」とあるが簡単な話ではなく、少なくとも黒字でなければならないということになる。また、開示等については、これも粉飾等があったら当然不可能ということになる。

したがって、多くの場合、第三者承継を行う前には、承継に際して、(元の)経営者の保証を外すことについて予め取引銀行の内諾を得ておく必要があるということにならざるを得ない。

(2) 事業承継の場合

ア 主たる債務者および後継者における対応

*6: 金融庁「経営者保証に関するガイドライン」の公表について <http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20131209-1.html>

- ①主たる債務者及び後継者は、対象債権者からの情報開示の要請に対し適時適切に対応する。
- ②主たる債務者が、後継者による個人保証を提供することなしに、対象債権者から新たに資金調達をすることを希望する場合には、前記(1)の要件を満たす必要がある。

主たる債務者および後継者は、銀行から情報開示を求められた場合には、きちんとこれを開示できなければならない。それから主たる債務者、要するに承継会社が、承継会社の代表者等による新たな個人保証を提供することなく、新たな資金調達、更に借り増しをする場合は、前記(1)の要件を満たす必要があるということになる。

従業員承継の場合に、会社資産を担保に買収者が金融機関ないしファンドから金を借りて、その資金で買収するLBO（レバレッジド・バイアウト）という手法は、1つの解決手段となりうる。しかし、従業員による買収の場合、今いる会社との関係で、会社資産に対して自分がLBOで買収する資金のために担保提供するということが利益相反関係から問題がないのかということを検討する必要がある。

イ 対象債権者における対応・前経営者との保証契約の解除

前経営者との保証契約について、債権者における対応や、前経営者から保証契約の解除を求められた場合の対応について同ガイドラインの記載を要約すると、下記のとおりとなる。

対象債権者は、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、必要な情報開示を得た上で、保証契約の必要性等について改めて検討するとともに、その結

果、保証契約を締結する場合には、適切な保証金額の設定に努めるとともに、保証契約の必要性等について主たる債務者及び後継者に対して丁寧かつ具体的に説明することとする。

対象債権者は、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、前経営者が引き続き実質的な経営権・支配権を有しているか否か、当該保証契約以外の手段による既存債権の保全の状況、法人の資産・収益力による借入返済能力等を勘案しつつ、保証契約の解除について適切に判断することとする。

5 従業員承継の場合

(1) MBO (マネジement・バイアウト)

従業員承継の場合の特殊問題として、従業員には買収資金がないが、その従業員に企業を承継させたいという状況があり得る。そうした場合、①経営承継円滑化法の金融支援（要経産大臣認定）、②日本政策金融公庫・沖縄振興開発金融公庫からの低金利融資等があるので、これらを活用するというのが1つの方法である。

前記LBOという手法もあるが、前述のとおり困難な問題がある。しかし、相当の企業価値があって、従業員が昔からかかわってきて、この人にやらせるしかないというような場合に使える可能性はある。

(2) 人材バンクの活用

従業員承継の場合、相続の問題を除くという前提は付くが、人材バンクを活用して新たな経営者を雇い入れ、株式はそのまま従来の経営者が握っておくというような解決方法も考え得るところである。

II 株式譲渡契約書作成の留意点

中小企業法律支援センター委員 本井 克樹 (52期)



1 M&Aのプロセス (概要)

株式売買という形でのM&Aは、本稿I「株式譲渡の方法によるM&Aの流れ」でも説明があるとおり、まず基本的合意書を締結し、デューデリジェンス（以下「デューデリ」という）を行って、その会社の問題点を把握し是正すべき点を反映させた株式譲渡契約書（以下「最終契約書」という）を締結するという形をとる。最終契約を締結したら、必要な作業を経て決済日を迎えることになる。

今回お話しするのは、デューデリが終わって、その会社の問題点を取りあえず把握できたところで、それをどのように最終契約に盛り込んでいくかということである。

2 最終契約書で規定される情報と留意点

(1) 最終契約書の構成

① 株式売買と価格条項

株式売買契約も売買契約の1つである。売買契約の要素は何かというと、売ろう、買おうという意思表示の合致があることと、目的物と代金が決まっていることであり、基本的にはこれだけで売買契約が成立するということになる。

② クロージング条項

ところが、株式の売買ということは、要は会社そのものを買うということなので、株式売買が決まったとしても、株主が代わることによって法令上事前の届出が必要であったり、他社との間で支配権が変わるときには承諾が必要というような契約を結んでいるためにその承諾をとりついたり、デューデリを行った結果、問題点が発覚して、それを決済までに治癒しておかなければならなかったりする。

そのために、決済日というものが契約締結日とは別に設けられるのが普通である。これをクロージング条項

とって、決済日における株式売買の実行という内容の条項が設けられる。

骨子だけの契約書を作ろうとすれば上記①と②の2つだけでよいということになる。

③ 表明保証条項

表明保証条項とは、売買契約を締結した日および実際に決済をする日において、情報の正確性等を宣言する条項をいう。

例えば、自動車などの物を売買するのと違って、会社を売買するのであるから、どのような不具合があるかは想定できない。売主が株式の所有者ではないとか、簿外債務があるとか、どのような不具合があるかは分からない。

そこで、買主としてはそうした不具合がないということを買主に保証してもらうため、こうした表明保証条項を入れるということになる。

④ 誓約条項

誓約条項とは、クロージングまで、およびクロージング以降の当事者の付随的義務を定める条項である。

デューデリをした結果、ここを修正してもらわなければならないとか、クロージングまでに認可を取らなければならないなど、様々な義務付けが必要が出てくる。それらを誓約条項として売主の義務、買主の義務という形で定めることになる。

ここまでの①から④が、基本的な権利と義務を定めた条項ということになる。そして、権利と義務を定めた上で、それが実行されなかったときにどのような効果が生まれるのかということの規定しているのが、以下の⑤、⑥、⑦である。

⑤ 前提条件

前提条件というのは、取引を実行するための前提となる条件である。この条件が満たされなければ取引を実行しない、という条件を記載していくことになる。

ここでは、③の表明保証条項、④の誓約条項から必要なものをピックアップして適宜修正等を加えて、あるいは③や④で記載しなかったものを新規の条件として規定してクロージングの前提条件となる条項を定めることになる。

⑥ 補償条項

これも同様に③、④が守られなかったときに、損害を補填してもらうための条項である。③、④から必要なものをピックアップして適宜修正を加え、また新規事項を規定して、違反等の場合の損害填補を定めることになる。

⑦ 解除条項、契約終了条項

これは、③から④に書かれた条項が実行されなかった場合の契約終了について規定する条項である。③、④から必要なものをピックアップして適宜修正等を加え、また新規事項を規定して、違反等の場合の契約終了事由を定めるということになる。

⑧ その他の条項

救済措置の限定、秘密保持、裁判管轄といった一般条項が定められる。

以上が最終契約書の構成である。かかる構成を頭に置いてもらった上で、それぞれの条項の留意点について解説する。

3 買収の仕組み・買収対象の特定

株式売買契約書であるから、株式売買ということを記載する。それから、買収対象となる株式の種類と数を記載する。

(目的)

第〇条 甲は、本契約に定める条項に従い、本株式全てを乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

(本件株式)

第〇条 本契約に基づいて甲から乙に譲渡される

本件株式は以下のとおりとする。

- (1) 発行者：株式会社〇〇〇〇
- (2) 種類：普通株式
- (3) 株数：〇〇株

4 価格条項

(1) 価格の決め方

価格の決め方には、固定額方式と変額方式の2つがある。

ア 固定額方式

まず、固定額方式は、一株当たりの買収価格と総額を記載する方式である。一株当たりの金額が〇〇円であり、総額として〇〇円を売買価格とするという方式である。

一株当たりの価格は、基本的にはある一定の時点で財務諸表を出してもらい、デューデリを行い、リスク等を考慮した上で価格を決めていく。当然、価格を決定した基準時の財務状況と、実際に取引を実行する日（＝クロージング日）の財務状況は変動することになるので、この変動が受け容れられるのか受け容れられないのか、受け容れられるとしてどのぐらいの金額とするかというところを頭に入れた上で、売買価格を決める必要がある。

買主としては、基準時の財務諸表、いわゆる株価算定に用いたデータから変動がないか、あるいはクロージング日においても特殊な状況が発生せず、財務諸表の状況は変わらないということの表明保証、あるいは毀損しないということの誓約を受けて、もし守れなかったらそれを補償条項にするということで、リスクをヘッジしていくが必要になってくる。

イ 変額方式

変額方式は、クロージング日までに生じる変動を考慮して売買価格を算出する方式をいう。これは、変動が生じるということは分かっているが、売買契約締結時にはそれがいくらで変動するかが分からない、という場合に使われる。

例えば、オーナー兼経営者が会社経営から撤退するときに、退職金を払うということは決めているが、実際その金額が契約日に確定していないというような場合とか、ある資産をクロージングまでには売却するが、まだいくらで売れるのかわからないというようなときなど、変動が生じるのは確実だけれどもその額が分からない場合に、クロージング日までに生じる変動を考慮して算出した額を売買金額とするという決め方である。

(2) 全額売却代金とするか一部退職慰労金とするか

小規模事業承継で、オーナー兼経営者から会社を買収する場合、全額売却代金にするか、一部を退職金で支払うかということも考えておかなければならない。

退職所得は課税負担が軽減されているため、全額売却代金としてオーナーに支払うよりも、一部を退職金にすると、退職金債務の分だけ会社の価値が減少するので、その分理論的には価格が下がるということになる。その場合、支払総額は変わらないが、退職手当の場合は課税負担が軽減されているので、オーナーの手元に残る手取り額は増えるということになる。

個人株主が株式を譲渡する場合は、譲渡益について20.315%が譲渡所得として課税（申告分離課税）される。しかし、退職金の場合は、退職所得控除がなされてその2分の1について所得税率がかかるということになるので、かなり税負担が軽減される。

・個人株主が株式を譲渡する場合

株式譲渡に係る所得税額 = {株式の譲渡に係る総収入金額 - (取得費 + 譲渡費用等)} × 20.315%

・退職金を受領した場合

退職所得 = {(退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2} × 所得税率 (分離課税)

勤続年数 (=A)	退職所得控除額
20年以下	40万円×A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)

(株式譲渡代金)

第〇条 本株式の1株当りの譲渡価額は金〇〇〇円とし、総額金〇〇〇〇〇円とする。

5 価格調整条項

あまり使われていないが、定めた売買価格を修正するための条項が価格調整条項で、以下の2パターンがある。

(1) 評価日からクロージング日までの企業の価格変動を反映させる条項

前述のように、評価した時点と決済時の企業価値が変わりうるということで、予想以上に赤字が発生したとか予想以上に収益が出たという場合に、価値変動を反映させようというときに使われる条項である。

一般的には株価算定に用いた財務数値とクロージング日の財務数値を比較して、条項で定めた計算式にあてはめて調整額を算出する。

株価算定の方法としてインカム・アプローチを取り、DCF法で株価を算定した場合（I「株式譲渡の方法によるM&Aの流れ」5頁参照）は、企業価値から純負債を引いたものが株価になるため、純負債が基準日とクロージング日でどれだけ変動したかによって、株価を調整していく方法が多く採られている。

注意しなければならないのは、売り手が通常より短期のサイトで売掛金を回収するなどして、恣意的に純負債を減少させて株主価値を高く見せかけるということを避けるために、純負債のみならず運転資本（＝売掛金＋棚卸資産－買掛金）も調整することが多いということである。純負債の差と運転資本の差、それぞれ純負債の差から運転資本の差を控除した額を調整額とする。

これは難しい作業であり、客観的に計算式を明確にして、それに当てはめれば算定できるというような条項を作り込まなければならない。財務アドバイザーを関与させて条項を作成するべきである。

（譲渡価格の調整）

第〇条 株式の譲渡価格の算定の根拠となった平成〇年〇月〇日現在の丙の財務諸表とクロージング日現在の丙の財務諸表に基づき、下記の基準及び算式にて算出した価格を確定譲渡価格とする。

（2）アーンアウト条項

売主と買主の間で企業価値の合意ができない場合に用いられる条項である。売主は事業について高く評価しているのに対して、買主は低く評価していて、株主についての合意はできないが売買は実行したいというときに使われる。

買主はクロージング時点で一定の対価をまず支払い、クロージング後、一定期間（1年から3年）を見て、その間に一定基準以上の利益等を達成した場合に、買主は達成した結果に応じて追加的な金額を支払うという条項である。

売主の方は一定基準の利益を達成すれば追加の売買代金を払ってもらえるので、自分がクロージング後も何らかの形で経営に携わりたいということを考え、買主としては事業活動の売主による制約は避けたいと考えるのが通常であり、相手方との交渉で調整することが必要となる。

6 株式譲渡の実行（クロージング） — 決済時期および方法

(1) 代金の支払いは、株式譲渡との同時履行が原則となる。

（譲渡代金の支払）

第〇条 乙は、平成〇年〇月〇日または甲乙間で別途定めた日（以下「譲渡決済日」という。）限り、甲から本株式を表章する全ての株券及び丙の代表取締役から甲が受領済の別紙「引渡書類等目録」記載の全ての引渡しを受け、それと引き換えに株式譲渡代金〇〇〇〇〇円を甲に支払うものとする。

決済日について、固定した日と甲乙で別途定めた日の2つが書かれているが、決済日までに瑕疵を治癒しなければならない、他社との契約を変更しなければならない、あるいは、所管庁等の事前の承認を得なければならないなど、決済日までにやっておかなければならないことがある場合、それが延びてしまったときのために、クロージング日を後ろ倒しにできるように、別途定めた日というのを入れておくとよい。

（2）分割払い

代金の支払いは同時に履行するのが原則であるが、分割払いの条項を定める場合もある。

（3）エスクロー条項

ア 意義

買主は、代金の一部をクロージング日に支払わずその一部を第三者に預託し、その後一定の条件に従って、当該金員の処理を決定するという条項である。

イ 機能

例えばクロージング後に問題が発生した場合で、売主から補償条項に基づく補償をしてもらわなけれ

ばならないといったときに、その担保を第三者に預けておくというものがある。

アーンアウト条項に基づき、売買価格の減額を請求する場合の担保とする場合にもエスクロー条項が使われる。

ウ 方法

例えば、中立的な弁護士が管理する預金口座に預託する方法では、エスクロー条項を規定して、別途、売主、買主および上記弁護士との間でエスクロー契約を締結し、弁護士はそれに従って預金を管理して、その後、当事者の指示に従って預託された金額を当事者のいずれかに支払うということになる。

(譲渡価額及び支払方法)

第〇条 本件株式の譲渡価額は、金〇〇円とする。

2 乙は、平成〇年〇月〇日（以下「譲渡決済日」という。）限り、前項の金員の内金〇〇円を、甲から本株式を表章する全ての株券及び丙の代表取締役から甲が受領済の別紙「引渡書類等目録」記載の全ての引渡しを受け、それと引き換えに甲に支払い、残金〇〇円を、Xへ預託する。

(エスクロー条項)

第〇条 甲及び乙は、別途甲乙X間で締結するエスクロー契約に従い、平成〇年〇月〇日限り、乙は、預託金を第〇条に基づく甲が乙に支払うべき補償金相当額（補償金が発生しない場合は零円）に充当し、その充当額の支払を受け、乙は、その残額につき支払を受ける。

7 株式譲渡の実行（クロージング） — 株式移転の時期および方法

(1) 株式譲渡の実行

株式譲渡は、代金の支払いとの同時履行が原則で

ある。具体的には不動産売買と同様、着金を確認した後、必要書類を渡すということになる。

(2) 株券発行会社の場合

株券交付が権利移転の成立要件となる（会社法128条1項）ことから、株券発行会社の場合は、代金の支払いは株券の交付と引換えとなる。

(3) 株券不発行会社の場合

株式は基本的に意思表示のみで移転するので、クロージング日において代金の支払いと引換えに、株式を譲渡するという旨を規定するだけで構わないということになる。

ただ、株券不発行会社の場合、クロージング日において代金の支払いと引換えに、売主が記名押印済みの株主名簿書換請求書を株主に交付するという旨を規定することがよく行われる。株券発行会社の場合は買主が単独で株券を提示して、単独で名義書換えが請求できるのに対し、株券不発行会社の場合は売主と買主との共同請求ということになっている（会社法133条2項、会社法施行規則22条2項）。株券不発行会社の場合、まず売主が押印した株主名簿の書換請求書を買主に渡して、買主がそれに記入して会社に提出するということが行われる。

(株式の譲渡)

第〇条 甲は乙に対し、平成〇年〇月〇日限り、乙から前条の譲渡代金の支払を受けるのと引換えに、本件株式を譲渡すると共に、記名押印済みの株主名簿書換請求書を引き渡す。

8 表明保証条項

(1) 表明保証とは、契約を締結する際に、一方当事者が、一定の時点における契約当事者自身に関する事

実、あるいは契約の目的物の内容等に関する事実について、当該事実が真実かつ正確である旨を明示的に宣言、表現し、相手方に保証するものである*1。

(2) 株式売買の場合だと、具体的には「各当事者は株式譲渡契約の締結日およびクローリング時の2つの時点において、各表明保証条項が真実かつ正確であることを表明し保証する」という形になる。

(表明及び保証)

第〇条 甲は、乙に対し、契約締結日及び譲渡決済時において、別紙〇記載の事項が、真実かつ正確であることを表明し、かつ保証する。

(3) 意義・機能

ア 意義

意義としては、リスク分配が図れるということである。

買主としては、会社を買うわけであるから、徹底的にデューデリで調べ上げて問題点など全て把握できたということであれば何ら問題ないが、それは不可能である。売主が表明保証してくれることによって、デューデリが負担が回避できるし、リスクを回避することができる。

売主としては、表明保証違反になることを回避するために、表明保証事項について精査するというインセンティブが働く。そして、より多くの事項を表明保証することによって、株価すなわち売買価格を上げることができ、売主にとっても適正価格での売却が図れるということになる。

イ 機能

機能としては、先述のとおり、①表明保証違反の場合は取引を中止するというにしたいということであれば、その表明保証条項を前提条件として

組めばよいし、②表明保証違反として補償の請求を行うことができるようにしたいということであれば、補償条項の対象とする。③表明保証違反があった場合には契約を解除したいということであれば、解除条項において解除事由とするということによって組んでいくということになる。

表明保証と似たような概念として瑕疵担保責任があるが、表明保証をする事項というのは、株式の瑕疵に限定されないこと、信託利益に限らないという点が異なる。また、債務不履行責任との対比では、表明保証違反は必ずしも債務不履行と評価できないという点で異なるということが出来る（であるからこそ表明保証違反が補償や解除事由となることを明記する必要がある）。

(4) 記載事項

デューデリの結果判明したリスク等により案件ごとに記載内容は異なるが、一般的には以下の事項が記載される。

ア 当事者に関する事項

- ① 当事者が適法に設立され、有効に存続していること
- ② 契約の締結および履行権限があること

甲は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、またその財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。

- ③ 内部手続を履践していること

甲は、本契約の締結及び履行に関し、法令、甲の定款その他の会社規則に従った必要な社内手続をすべて履行している。

*1：江平亨「表明・保証の意義と瑕疵担保責任との関係」弥永真生ほか編『現代企業法・金融法の課題』82頁

④ 契約の有効性および執行可能性

本契約は、適法、有効かつ法的拘束力を有する執行可能な甲の義務を構成する。

⑤ 倒産手続等が行われていないこと

⑥ 契約の締結・履行につき、法令、判決、契約等に関する違反がないこと

本契約の締結及び履行は、甲の定款、その他の内部規則に違反せず、甲を当事者とし又はその資産を拘束する契約に本契約の締結及び履行に重大な悪影響を与える態様で違反せず、いかなる適用法令にも本契約の締結及び履行に重大な悪影響を与える態様では違反せず、かつ甲に対する又はこれを拘束する判決、命令又は決定にも違反しない。

⑦ 反社会的勢力との関係がないこと

⑧ 譲渡対象株式につき、売主が実際上も株主名簿上も株主であること

⑨ 当該株式につき担保権、その他の負担が付されていないこと

⑩ 当該株式につき譲渡を妨げる事由が存在しないこと

甲は、本件株式のすべてを適法かつ有効に保有する株主であり、他に本件株式についていかなる権利を主張する者も存在せず、また、本件株式には、対象会社定款〇条に定める株式譲渡制限を除き、譲渡の約束、譲渡の禁止、担保権、その他いかなる制限又は負担もついておらず、甲は本件株式を譲渡する権限を有している。

⑪ 買収資金の調達完了していること（買主についてのみ）

乙は、本件売買実行時において、本件株式売買の代金の支払を実行するに十分な資金を保有している。

イ 対象会社に関する事項

① 対象会社が適法に設立され有効に存続していること

対象会社は、日本法の下で適法に設立され、有効に存続している法人であり、またはその財産を所有しかつ現在行っている事業を遂行するために必要な権利能力及び行為能力を有している。

② 倒産手続等が行われていないこと

③ 発行可能株式総数・発行済株式総数等の株式に関する事項

対象会社の発行可能株式総数及び発行済株式総数は、それぞれ次のとおりであって、その発行済株式はすべて有効に発行されたものであり、対象会社にはこれらの株式以外に発行可能な種類の株式は存在しない。

④ 潜在株式がないこと

対象会社について、本件株式以外には、株主及びその資本構成に変動を及ぼす新株予約権、新株予約権付社債その他いかなる証券又は権利も甲又は第三者に対して設定又は付与されていない。

⑤ 契約の締結・履行につき、法令、判決、契約等に関する違反がないこと

⑥ 財務諸表の正確性等、直近の財務諸表の基準日以降の後発事象の不存在

基準日現在の対象会社の貸借対照表、損益計算書及びその他の財務諸表は、一般に公正妥当と認められている会計原則に従って作成されており、対象会社の通常の期中に作成されるのと同程度の正確なものであり、基準日現在の対象会社の資産及び負債を適切に表している。

また、基準日以降対象会社の資産及び負債は、対象会社の通常の事業の遂行に伴う変動を除き大きな変動をしていない。

⑦ 潜在債務、偶発債務の不存在

甲の知り得る限り、対象会社には、基準日現在の財務諸表に記載されているもの、通常の業務の範囲における事業の遂行に関して発生するもの、その他甲又は対象会社が乙に開示又は公表しているものを除き、重要な債務、負債、その他金銭的負担は存在しない。

- ⑧ 法令等の遵守、事業に必要な許認可を取得していること
- ⑨ 税務、社会保険に関する事項（適正な申告と納税）
- ⑩ 重要契約が有効に存続していること
- ⑪ 重要な資産の保有及び状況に関する事項（正当に保有していること）
- ⑫ 人事、労務、年金などに関する事項（労働問題が発生していないこと）
- ⑬ 反社会的勢力との関係がないこと
- ⑭ 報酬（対象会社に株式譲渡契約費用を負担させていないこと）
- ⑮ 訴訟、紛争に関する事項
- ⑯ 環境（環境関連法等を遵守していること）

このように、表明保証してもらいたいということを挙げておく。例えば、その会社の重要な契約、これがなくなれば会社の価値がないということであれば、〇〇という契約は有効に存在していることを保証してもらわなければならない。表明保証事項は個別の事案によって、また、デューデリの結果によって、変わってくるのである。

(5) 限定

どのような事項についても100%表明保証してくれるというのであればよいが、売主としてもそこまでリスクは取れない。そのため、様々な限定が交渉の結果として付されることになる。

例えば、上記⑦潜在債務、偶発債務の不存在についての条項の例において、「甲の知り得る限り」とか「重要な」という限定が付されている。買主からすれば、「甲の知り得る限り」という限定は外してもらいたいということになるが、その辺は交渉の結果ということになる。

限定の方法としては、個別の表明保証事項についてそのまま表明保証したのでは表明保証違反に該当することになる事実を別紙に記載して、当該別紙において開示したものについては表明保証の対象から除外する方法がある。その他、前述のように、表明保証項目を「重大な」、「重要な」という文言を付けて限定する、表明保証項目を「知る限り」、「知り得る限り」という文言を付けて限定する、という方法がある。

(6) 表明保証できない項目

表明保証できない項目が明らかになった場合、例えばデューデリの結果、発見されたリスクがあって、それについて表明保証できないということになったときには、

- ① 是正可能であれば、誓約条項として是正義務を負わせる。要是正であればクロージングの前提条件とする
 - ② 保証できないなら価格を安くするとして、譲渡価格決定の判断材料とする
 - ③ 特別補償条項として、リスクが顕在化した場合に損害を補償するという条項を付け加える
- という、3つのパターンがある。

9 誓約条項

契約当事者の一方が一定の行為をすること、またはしないことを他方の当事者に約束する条項である。

条項の名前は、「売主の義務」、「買主の義務」などとする。契約当事者の付随的義務を定める特約ということになる。

機能としては、先述のとおり、①義務違反の場合は取引を中止することができる旨定める、いわゆる前提条件とする場合、②義務違反の場合は、補償の請求を行うことができる旨を定めて補償条項とする場合、③義務違反の場合は契約を解除できる旨を定めて解除条項の対象とする場合がある。

(1) 内容

ア クロージング前の義務

- ① 契約締結日からクロージング日までの譲渡価格その他取引条項を維持するための誓約条項

甲は、対象会社に関し、通常の業務執行の範囲を超える事項、又は重要な財産の処分その他対象会社の財務内容、資産内容及び運営状況に重要な影響を及ぼすべき事項に関しては、予め乙の承諾を得ない限りこれを行わせないようにするものとする。

株価を維持するために、甲が株価に変動が生じるようなことをするときには、乙の承諾を受けてください、という義務付けをする条項である。

- ② 譲渡実行のために必要な手続等に関する誓約条項
⑦ 譲渡制限会社である場合の譲渡承認決議の取得

甲は、譲渡決済時まで、対象会社の取締役会をして、本件株式の甲から乙への譲渡を承認する決議を行わせ、その取締役会議事録の写しを乙に交付するものとする。

- ④ 役員の退任

甲は、クロージング日までに、対象会社の取締役、監査役から辞任届を提出させる。

- ⑭ デューデリの結果、発見されたりスクを是正
⑮ 買収資金の確保 (買主)

買収資金の確保について、買主として必ずしも誓約できない場合、例えば一応資金の確保は目指すが、もしかしたら確保できないかもしれない、その場合は白紙撤回をお願いしたいということもありうる。その場合は、①努力義務にする、②誓約条項にせずに単なる前提条件とするという形が取られる。

- ⑯ 他社との契約で一方当事者の支配権を有するものが変更する場合を解除事由とする等の条項 (資本拘束条項: Change of Control) がある場合の同意等の取得

株主が変わった場合は契約を解除するという契約を第三者と結んでいる場合、あるいは株主が変わる場合は、その承認が必要であるという契約を結んでいる場合に、その承認を取ってくることを誓約条項とする。

- ⑰ 競業禁止条項がある場合に、株主が変わることによりこれに当てはまる場合もあるので、承認を取ってくることを誓約条項にする。

甲は、本件株式の譲渡に関し、第三者との契約上要求されている通知の実施及び承諾の取得を、譲渡決済日までに完了するよう合理的な努力をするものとする。

これは努力義務として定めた例である。

- ⑱ 買主による対象会社への一定のアクセス権を規定するということもある。不十分なデューデリを補完するために、決済までに買主が会社に対してある程度アクセスができるということを規定する。

③ 取引を保護するための誓約条項
買主以外との交渉の禁止

甲は、本件株式または対象会社の事業の全部または一部等について、情報提供、協議または交渉をしてはならない。

譲渡契約後、これを上回る第三者の提案に安易に乗ってもらっては困るので、このようなことを誓約してもらおう。

イ クロージング後の義務

① クロージング日以降の競業禁止、従業員の引き抜き禁止

甲は、クロージング日後〇年間、対象会社の従業員につき、甲、甲の子会社又は関連会社への就業を勧誘してはならない。

かかる条項については、ご承知の通り、期間、場所的範囲、補償（譲渡代金に含める場合も多い）について配慮しておく必要がある。

② 円滑な承継のためのクロージング日後一定期間の売主への役務提供

甲は、対象会社の取締役辞任から〇年間の予定で、顧問として乙の業務に従事する。

③ 一定期間、対象会社の従業員の継続雇用等（買主側）

乙は、クロージング日における対象会社の従業員が、同日以降も継続して雇用されるよう最大限努力するものとする。

④ 個人保証の処理、オーナーから対象会社への貸付金の処理

甲及び乙は、第〇条に基づき甲が対象会社の役員を退任後直ちに、甲の保証を解除する手続を行う。

1 甲は乙に対し、甲の対象会社に対する貸付債権を〇〇円で譲渡し、乙はこれを買受ける。

2 （同時履行）対抗要件等

オーナーが会社に貸し付けている買付金の処理方法としては、このように乙が買い取るとする場合、乙が第三者弁済をする場合、乙が会社にお金を入れて会社が弁済する場合がある。

ここまでが権利、義務を規定する条項であって、あとはどの条項を前提条件にしていくのか、補償条件にしていくのか、解除条件にしていくのか等を定めていくことになる。

10 前提条件

(1) 前提条件とは

クロージングのために必要な一定の条件を定め、それらの条件が充足されない限り、契約当事者は取引を実行する義務を負わないとする規定である。

もっとも、当事者は前提条件が充足されない場合であっても、取引実行を選択することも可能と解されている（前提条件不充足の主張の放棄）。契約書にもその旨を明記されることが多い。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、前項各号の条件の一部又は全部が満たされていなくても、その義務を履行することができる。

3 前項の規定により乙が義務を履行した場合においても、乙は第〇条の規定による損害補償請求権を行使することを妨げない。

前提条件が充足されない場合にはクロージング日を延期し、延期後のクロージング日が到来してもなお充足されない場合には、契約を解除できる旨を定めておくこともある。

(2) どのような事項を前提条件にするか

- ① 表明保証条項が真実かつ正確であることや誓約条項に規定した事項
- ② その他の事項

例えば、売主の誓約事項としては努力義務に留めた事項について、その結果の達成を前提条件として規定する場合がある。

また、一定の状況の存在を前提条件とすることがある。クロージング日において一定数の従業員が残存していること、買収資金の調達ができていること、財政状態に悪影響を与える事象が存在していないことなどを前提条件とするということがある。

(乙の履行の前提条件)

第〇条 乙は、クロージング時において、次の前提条件が成就していることを条件として、本契約第〇条（代金の支払）に基づく義務を履行する。

- ① 甲の表明及び保証がクロージング時において真実かつ正確であること。
- ② 第〇条に定める甲の義務を履行したこと。
- ③ 対象会社と第三者との下記契約につき、本件株式の譲渡に関し、同契約上要求されている承諾を取得したこと。
- ④ 天災地変その他乙による支配が及ばない事由により、本件取引が著しく困難になる客観的状況が生じていないこと。

第〇条の規定によって甲が表明により保証した事項が真実又は正確でなかった場合、又は、第〇条に規定する甲の義務に違反した場合は、甲は乙に対し、これにより乙の被った損害を補償または賠償する。ただし、契約締結日から起算して1年以内に、乙から、当該損害の発生の原因となる具体的事実の通知を受けていた場合に限る。

損害の補償または賠償と書かれているのは、表明保証違反を債務不履行と評価することは難しいので、損害の補償として書かれ、誓約条項は義務違反となるので、損害の賠償として書かれているということになる。

交渉によって金額の限定（上限, 下限）を設けたり、時期の限定を設けることがある。

やはり1回は決算を回したいということであれば、1年間の期限を設けるということになる。また、未払い賃金が発生するのではないか、未払い残業代が発生するのではないかということで、期限をその消滅時効期間に連動させるということもある。

第三者から何らかの請求を受けている場合に、買主としては、第三者からの請求に応じて、結局は売主に補償請求できるということで、補償額が増加する可能性がある。そこで、買主が、第三者と例えば賠償の合意をするときは、売主に通知して売主との合意が必要と定めることもある。

12 特別補償条項

前項の補償条項というのは、表明保証した事項とか誓約した事項について、それが運悪く実行できなかった場合等の補償であるが、デューデリにより既にリスクが分かっている場合は、特別補償条項として、認識済みのリスクについて特に規定するということがある。デュ

11 補償条項

一方当事者に表明保証違反や誓約条項違反、またはその他の義務違反があった場合に、他方当事者が被った損害等を補填する条項である。

「売買契約書(最終契約)」の例(株式譲渡の場合)

株 式 譲 渡 契 約 書

譲渡希望者(以下「丙」という)の第4条記載の株主(以下「甲」という)と譲受希望者(以下「乙」という)は、甲の所有する丙の発行済株式***株(以下「本株式」という)の譲渡に關し次の通り、株式譲渡契約(以下「本契約」という)を締結する。

(目的)
第1条 甲は、本株式全てを乙に売り渡し、乙はこれを買取る。

(譲渡対象物)
第2条 本契約の譲渡対象物は、甲が所有する丙の発行済株式総数***株の全株とする。

(株式譲渡代金)
第3条 本株式の1株当りの譲渡価額は金○○○円とし、総額金○○○○円とする。

(譲渡対象株式)
第4条 譲渡対象株式は、下記表に記載の株主が所有する株式とする。

	株 主	所有株式数	譲渡対象株式数
①	山田太郎	○○株	○○株
②	田中一郎	□□株	□□株
	合 計	***株	**株

(譲渡代金の支払)
第5条 乙は、本契約締結と同時に、甲から本株式を表章する全ての株券及び丙の代表取締役から甲が受領済の別紙「引渡書類等目録」記載の全ての引渡しを受け、それと引き換えに前第3条の株式譲渡代金○○○○円を甲に支払うものとする。

(役員退職・役員変更)
第6条 甲は、丙の現取締役及び現監査役の辞任届を本契約締結時に乙に提出する。
2 甲及び乙は、本契約締結日に丙の臨時株主総会を開催し、以下の議案を承認可決しなければならない。
① 現取締役及び現監査役の取締役・監査役からの辞任
② 乙が指定する丙の取締役・監査役の選任
3 前項の臨時株主総会の開催及び決議につき、甲及び現役員は一切の異議を申し出ないことを乙に約する。

(甲の保証)
第7条 甲は、乙に対し、本契約に關して次の各号の事項を保証する。
① 甲が、乙に提出した丙の最終貸借対照表が本契約締結時現在の丙の財産状況を正しく表示している、その記載に誤りがないこと。
② 本契約締結時現在、最終貸借対照表記載の負債以外の負債がないこと。
③ 甲は、本株式に質権等の担保権、その他の権利が設定され、又は負担が設定されていないこと。
④ 丙は本日現在何らの訴訟も係属しておらず、また、本契約締結日以前に生じた事由が原因となり将来損害賠償の請求を受けるおそれもしくはそのおそれがないこと。
⑤ 丙の過去の税務申告届出が適正になされ、公租公課が適正に納付されていること。
⑥ 丙所有の不動産は、末尾表示記載の不動産のとおりであること。
⑦ 末尾表示不動産について、担保権・用役権・負担等の完全なる所有権の行使を妨げる権利が存在しないこと。

(乙の保証)
第8条 乙は、甲に対し、本契約日において本契約書締結及びその義務の履行につき、法令及び乙の社内手続規定に従って、適法な授權がなされていることを表明し、保証する。

(協力義務)
第9条 甲は、本契約締結日以前の事案につき、乙又は第三者から説明等を求められた場合は、誠実に協力し、かつ、丙の現取締役及び現監査役に協力させるものとする。
2 甲は、乙が末尾表示記載の不動産の測量・境界確認・建物賃貸借について立会いや説明等を求められた場合は、誠実に協力し、かつ、丙の現取締役及び現監査役に協力させるものとする。

(協議事項)
第10条 本契約に定めなき事項や解釈上の疑義が生じた場合には、互いに信義誠実の原則に則り協力し、事の温和な解決に向け努力する。

(管轄裁判所)
第11条 本契約に關して万が一紛争が生じたときは、○○地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。
(以下、余白)
本契約締結の証として本書2通を作成のうえ、甲及び乙が記名押印し、甲及び乙が各1通を保持することとする。

平成 年 月 日

(売株主) 甲 住所
氏名
住所
氏名

(買株主) 乙 住所
氏名
住所
氏名

【不動産の表示】
- (省略) -
【引渡書類等目録】
(以下省略)

*出典
中小企業庁中小企業向け事業引継ぎ検討会
「事業引継ぎガイドライン～M&A等を活用した事業承継の手続き～」61-62頁
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/2015/150407hikitugi1.pdf>

14 その他の条項

(1) 救済措置の限定

前提条件、補償条項、解除条項の各要件を規定することで、売主と買主のリスクの分配を図っているの
で、それに加えて瑕疵担保責任や不法行為等民法上の
条項による請求を認めないという条項である。

一方当事者が、本契約条項記載の、表明及び保証に違反したことによって、または、義務に違反したことによって、他方当事者に損害が生じた場合であっても、第○条(損害補償)及び第○条(解除)によるものを除き、債務不履行、瑕疵担保責任その他いかなる法律構成をもってするかを問わず、当該損害の補償又は賠償を請求することはできず、また、本契約を解除することもできない。

(2) その他の条項

その他、完全合意条項、通知条項、公表、疑義の処理、合意管轄等の条項を設けることがある。

ここまで作らなくても、もっと簡単なものでいいのではないかという契約書の例を上記に掲げる。これは中小企業庁から出ている「事業引継ぎガイドライン～M&A等を活用した事業承継の手続き～」に掲載されているものである。簡単な売買契約であれば、このような形となっているということで、参考にさせていただきたい。

ードリにより発見されたリスク等が顕在化した場合、それによって生じた損害等を補填するということになる。

甲は乙に対し、甲がその不存在につき表明保証の対象外とした対象会社における未払残業債務が発生することが確定した場合は、乙に対して、その生じた損害を賠償しなければならない。ただし、本条の責任は、平成○年○月末までに発見されたものに限る。

13 解除条項

①重大な表明保証違反、②義務違反、③前提条件の不充足があつて、一定期間内にクローリングがなされない場合、④倒産手続が開始された場合、⑤合意が成立した場合に、契約を解除したり、契約は当然終了するということを定めておくという条項である。

平成○年○月までに、本件契約の実行が行われ
ない場合には、甲又は乙は、本契約を解除することが
できる。



ミュージシャン
鈴木慶一さん

昨年、音楽家生活45周年を記念したベスト盤「謀らずも朝夕45年」と、完全セルフプロデュースによるソロアルバム「Records and Memories」をリリースされた鈴木慶一さん。日本のロック・ミュージック黎明期から第一線で活躍され、CM、ゲーム、映画音楽などジャンルを問わず、息の長い活躍をされ、今年結成40周年となるムーンライダーズの活動再開などに常に音楽ファンに話題を提供している鈴木さんのミュージックライフに迫ってみました。

(聞き手・構成：高橋 辰三、佐藤 光子)

——昨年、音楽家生活45周年ということで、記念のアルバム発売やコンサートをされ、今年で46年ですが、ミュージシャンを意識した時期というのはいつだったのでしょうか。

高校ぐらいかな。当時は深夜放送が全盛なので、自作の曲をカセットテープに録音して送るとかけるという呼び掛けもあったりしたので、そんなのを作って送ったり、音楽雑誌に曲を作って送ったりとかね。

——そのときは1人で作られていたのでしょうか。

1人で作っていました。楽器は、ギター、ピアノ両方で、特に高校のときですけど、もっとさかのぼれば、小学校6年から中学に入るころ、東京オリンピックの頃、ザ・ベンチャーズ来日(1965年)とかそういうことによってエレキにしびれて、ギターを弾き始めました。ギターを1日何時間も弾いているわけで、朝、学校へ行く前に弾いて、帰ってきてまた弾いているんだよね。中学のときはギターを弾けるやつと2~3人で集まって何かやったりしていました。高校に入ってから、自宅で録音する方にどんどんはまっていくわけで。テープレコーダーを親戚から借りてきて、3台ぐらいで、録音マニアになって。演劇部にいたんですけど、音響効果担当だったので、芝居用にテープを切ったりして作るわけです。いろんな曲をコラージュして。それで、高校の3年の文化祭のときにミュージカルをクラスでやろうということになってそれまでに書きためた曲がたくさんあって。作曲はしていたから。それで3年の夏休みにみんな集まって、台本を書いたりして、それに曲をつけたり、すでにあった曲に歌詞をつけてもらったり。

お前、何、ギター弾けるの?と、びっくりされて、俺、曲作るよと言って、それでこれでやめようかなと。全部出し切っちゃったぞという感じでした。

——進学するか就職するか、またはミュージシャンとして音楽家を目指すかと、当時はどのようなことを考えていらしたんですか。

高校3年の3学期になったら、学校へほとんど行ってないです。高校卒業後は一応、予備校は行くけど、大学を受けなかった。うちのおふくろが、大学を受けのお金を使うんだったらアンプ買うとかに使った方がいいんじゃないのと言ってね。というときに、ちょうどあがた森魚さんと出会うわけです。私は家に引きこもって作曲や宅録に熱中していたんですけど、おふくろがパートをやっていた証券会社が蒲田にあって、そこであがた君がバイトをやってたんです。昼休みとかクリスマス会などでギター弾いて歌ってたらしく、そこでおふくろが、うちの息子も弾いているんだけど、1人で弾いているだけだから遊びに来ない?と言ったところ、あがた君が来たんだよね。それがきっかけで、ずっと家に引きこもっていたのを、あがた君によって外に引っ張り出される。

——あがた森魚さんはそのころオリジナルで何かを作られていたんですか。

うん。何ともジャンルは難しいですけども。フォークミュージックということにもはやみんなこだわってなかったね。1970年だから、いわゆるフォークロックとい

うのが出てきたのが1965年ぐらいなので、ロックもフォークもごちゃ混ぜのようなものをやろうというような感じの意識でやっていた。その前にあがた君がライブをやるというチラシをうちのおふくろが持ってきて、私はめったに外に行かないわけですけども、こんなコンサートがあるんだ。じゃあ、行ってみようというので1人で行きました。あがた君が誰だかも分からずにね。そんな中に2人素晴らしいシンガーソングライターがいて、会わずにそのまま終わったら帰ってきちゃった。それが、あがた君と斉藤哲夫さんですね。それはその後あがた君が家に来て、目の前でギターを弾いて、こういう曲があるんだけどというのを披露してくれたときに、あ、これがやっぱりあのあがた君なんだと。

— そこから、はちみつばい結成になっていくのでしょうか。

2人でやって、私もギターを弾いて。僕もこんないろいろあるよと、作った曲を聴かせて。まずコミュニケーションを取るにはそれしかないんです。デモテープの発想はないので、現場で歌うしかないんです。あがた君が思い付いたのは、自主制作のアルバムを作ろうということでした。その間に斉藤哲夫さんと会ったり、後のはちみつばいのメンバーになる渡辺勝さんと会ったり、みんな自分より先にもう行っているわけです。ライブをやっているし、斉藤哲夫さんはシングル盤も出しているし、渡辺勝さんは、岡林信康さんのバックでレコーディングをしているし、こちらも焦りに入っていました。

それで、はっぴいえんどの1枚目のアルバムをあがた君が持ってきて、それを聴いて、やられたと思って。やられたというのはどういうことかという、高校の最初のうちはでたらめの英語でオリジナルを作っていたんだけど、だんだん日本語になっていくわけ。それは結局、英語はうまく作れないし、日本語の方がいいんじゃないかなというのが、あるシンクロニシティだったんですね。その1つの完成形がぼんと目の前に登場した。何となくやりたいなと思っていたことがもう具体化されている。それであがた君と急いで自主制作盤を作る。1970年、1971年というのは、あがた君を中心として、斉藤哲夫さんと私も含めて、私はバックでギターを弾くとかバックがメインだったけれども、一緒に、あがた君のお金がたまるとライブをやっていました。はっぴいえんどのバックで野音に出たときがあって、そ

れではっぴいえんどのマネジャーの石浦さんというかたが、渋谷のB.Y.Gという店がライブハウスとなって、そのバックをやるというので。そこで出させてもらって、そうするとあがた君のお金がたまるとまで待たなくて、月に1、2回はライブができるようになった。

— 鈴木さんが、歌うようになるのは高校時代からなんですか。

いや、だいぶ後ですよ。理想の形は、あがた君のバックとか斉藤哲夫さんのバックでギターを弾いたりピアノを弾いているのがいいなと思っていた。でも自分の曲をやりたくなるよね。そのとき自分で歌うわけだね。でもバンドをつくってはちみつばいになったときに、やっぱりフロントに立って1人で歌うというのに違和感を持って。それはムーンライダーズになってもそう。だからはちみつばいの場合はたまたま歌う人がいなかったから歌っていたようなところもあるし、もう1人、渡辺勝君と2人で曲を作っていて、2人で歌っていた。全員が曲を作り、全員が歌詞を作り、歌えるとかというようなものが、私にとっては理想のバンドの形だった。だからリーダーとかフロントマンとか言われるのを結構嫌うんですよ。

— ムーンライダーズが今年で40周年ですが、ムーンライダーズというのはイメージが似たバンドがないですね。

形態もね。楽器の変遷も。大きな特徴は創作するにあたって非常に民主的なんだな。例えばこの曲を入れるか入れないか、というときにどうするかは、選曲方法を全員で考えて決める。多数決とか、投票制とか。例えば50曲あったうちに1、2、3、4、5、6、7、8とあって、それに何票、何票、票の多いのから選んでいくとか、まったく第三者に任せるとか。いろいろな毎回違う方法でやります。できた順は一番まずかったね。初期にやってしまったけど。

— かなりの作品がありますが、作品を作るのはひらめきでできたりするのか、それとも黙々と、作ってやろうという形で作るのでしょうか。

40代ぐらいまでは締め切りがあるから作る。明日までかというので作るということもあったけど、21世紀になってからはあんまりない。あとは締め切りがなくても、何に使うか分からないけれども作るとか。

—曲作りのためにどういった行動をされているのでしょうか。

それはいいですよ、別に。例えばここに来て、上にスタジオっばいところがあるので、電源を入れる、音を立ち上げるといところでできるということもあるし、何となく鼻歌でできるときもあるし、それはとこ構わずだね。ただ鼻歌って結構重要だと思うんだよね。朝起きて、シャワーを浴びますけど、そのとき鼻歌がやりゃオーケーだなど。それはオリジナルの鼻歌かもしれないし、既成の曲かもしれないし。それで問題なのは、鼻歌が思い付いたときに、後でメロディーは分かるけど、あのときどんなコードが鳴っていたんだろうということのを忘れちゃう。忘れちゃうから、また違うものになるということ。だから当初できたものとまた別なものになる。その辺のこだわりがない。若いときは、こうでなくちゃいけないというようなことがすごく強かったような気がする。だから作るのに時間がかかる。

—鈴木さん自身、いろいろなアーティストを聴いたり見に行ったりなさっていますが、そのようなことは楽曲作り等に活かされていますか。

入れないと出ない、出さないと入ってこない。

—ムーンライダーズもそうですけれども、ソロでも若い才能あるアーティストとのコラボレーションをされているなという印象があるのですが、若いアーティストとか作詞家さんの方からアプローチがあるのでしょうか。

双方向だね。こちらからは、面白いものを作っているなという人とは一緒にやりたいと思う。それと何年やってきたとかいう経験は意味がないと思っているので、経験が意味を持つのは、落ち込んだときだけだよ。物が作れないなというときに過去をなぞってみると、ああ、こんなにいっぱい作ったか。まあ、そこそこいいんじゃないかというときだよ。経験が意味を持つのはスポーツと料理ぐらいじゃない？

—スポーツという話だと、サッカーですか。

サッカー歴は長いね。高校のときに1年間だけサッカー部だった。すぐ演劇部になっちゃうんだけど、Jリーグと一緒に再び始めたという感じ。流行に乗って、よし、チームを作ろうなんていう感じですよ。バンドをチームとするならば、バンドもサッカーチームも集団だから似てるところもある。しかし、サッカーチームのほ

うが仕事ではないだけに、いろいろなことがありますよ。60歳過ぎて、ミスをしたら怒鳴られるという経験は、なかなかいいですよ。よし、ミスをしないようにしようと思うわけ。でも、結構ダメージを負うの。夜、寝られなくなって。

—CM音楽ですとか、映画の音楽を依頼されることもあるとのことですが、その場合は何か違いはありますか。

相手があってです。相手がこういう意見を持って、その方を喜ばせたいと思う。それで作るわけ。でも外れる場合もある。外れたものは、面白いと思ってくれる人もいるし、いや、面白くないと思われる場合も。相手の意見が割れるわけです。するともう1回作らなきゃいけない。どんどんつらくなるんだけど、これは楽しいんだと思わなきゃ、これだけやり直しを求められているから、これは面白いねなんて作って10曲ぐらい作ると、1に戻ったりするんだよ。それで別に構わない。1に戻るための10曲だったんだろうと思うんですよ。

—映画音楽を作るというのは、バンドの音楽を作るのと比べて、どのような違いや難しさがありますか。

映画の音楽を作るときというのは、監督によりますよ。例えばアニメの『東京ゴッドファーザーズ』のときは、今敏監督が、ここに曲が欲しい、何々みたいなものというのを30ぐらい書いて、非常に具体性に富んだ、このバンドの何とかの曲のような感じとか書いてあるので。そういう人もいるし、北野武監督のように作っていったら、この曲はこっちの方がいい、ここに合うぞとかいうふうな、その場で決めていく人もいますし、監督次第だと思う。今、北野監督の映画を作ることが多いですけど、やり方としては、打ち合わせのときに5曲ぐらいテーマになるようなものを作って。そうすると、この3曲目はここに合う、こっちはこれだなど。テーマがなくなっちゃうんです。そこで、またテーマを作る。テーマが決まれば、あとはここはこんな感じに入れたい、この場所にあった方がいいなって。私がこの場所に音楽は必要なんじゃないですかと、言ったことはほとんどない。

—劇作家のケラリーノ・サンドロヴィッチさんとも音楽をされていますけれども、影響を受けることが大きいですか。

ケラと音楽を作るときは、ロックミュージック的なイデオロギイは排除される。例えば楽器はほとんど私が弾

いているので、こんな感じのフレーズはどうだってやっていて、慶一さん、ちょっとすみません、ロックっぽいですね。じゃあ、やめようって。要するに、もうちょっとくだらないというか、不協和音というか、もしくはクレイジーキャッツ的というか、そういうフレーズにしよう。(高橋) 幸宏とやるときは、それは考えないね。ほぼ同じ年なので、聴いてきたものはそのまま出て、相手次第。

— いろいろなバンドをされているのですが、目指している音楽というのは、バンドによって違うということでしょうか。

違うんですよ。並べて1曲ずつ聴いてみれば分かるけど、今、はちみつばいをやっているでしょう。ムーンライダーズも始まるでしょう、ライブが。No Lie-Senseもライブをやる、そして、ザ・ビートニクスもひかえており、あとは一番新しいバンドといえる Controversial Spark、これを全部1曲ずつピックアップして聴くと、全然違う。かつては映像とか文学とかいろいろなことをやりたいなとは思ってたけど、これだけ違う音楽をやれば充分かな。音楽が中心にあって、それでサッカーをやって遊んでいるというような二極化に、今は落ち着いています。これでかなりバランスが取れる。コンピューターの前に座って音楽を作り出すと、10時間やらそこらやってしまうわけで、動かないわけじゃない。それが運動することによって頭と体を使う、これでリフレッシュされる。

— 今年はムーンライダーズがライブ活動を再開しました。

かつての話になりますけど、アルバムができたならライブをやるということをやっていたのかな。1980年代とかね。はちみつばい以前はライブをやるだけ。ライブしか表現手段がないので。でも本当は、スタジオが一番好きなの。スタジオに入れたときは本当に幸せだった。1990年代になって、何かだんだんライブが面白いぞと、やっと思えるようになったかな。21世紀になって、2000年ぐらいにロックフェスにも出るようになって。とにかくライブにおいてどういうふうに臨むかというときに、CDを再現する気がまったくないので、ムーンライダーズというのは、はちみつばいも、そうだね。それが面白い。

肉体を使うようになって、再び面白くなったかなと。毎回リハーサルをすることによって、録音された曲が

変化していったらいいわけ。そこがライブの醍醐味でしょう。ディランがそうよね。今のディランが、サビが出てこないとか何の曲だか分からない。それを見たら、やはりすごいなと思いました。我々がやっている音楽というのは再現性の高いものではなくていいということ。だから一番新しい私のソロアルバムも、ライブをやるために集まってもらった、マージナル・タウン・クライヤーズ、そのメンバーでやると音がまったく変わっちゃうわけで、メンバーはほとんどレコーディングに参加していないわけだから、ほとんど自分1人でやった音をバンドでやると、例えばトクマルシューゴさん、ダスティン・ウォングさんとかと一緒にやると、全然変わっていくわけで。

— 鈴木さんの声というか歌い方というのは、非常に即興的というか、絶対こういうふうに歌うというのがない感じがするんですね。

あれ、一瞬にして判断をするんだよね。運動神経みたいなもので、パスが来ると思ったら走ってみようかなというのに、近いかもしれない。0.5秒ぐらい前に、ちょっと歌い方を変えるという、何か意識が働く。だから毎回違うの。

— 弁護士に期待することは何かありますでしょうか。

それは理不尽に対して立ち向かっていただきたい。大きく言えば、そういうことですよ。当事者同士で解決がつかないことを、弁護士という第三者の登場によってうまい方向に行くかもしれない。そこで何か、理不尽なものが消え去っていくんだよね。立ち向かってくれればね。

— どちらかという、いいイメージを持っていただいている。

うん、そうです。

— 今日はありがとうございました。

プロフィール すずき・けいいち

1951年生まれ。1970年頃より様々なセッションに参加し1972年に「はちみつばい」を結成。バンドとして、またソロとしても数々のステージやレコーディングをこなす。1975年、「はちみつばい」を母体に「ムーンライダーズ」を結成。1976年アルバム「火の玉ボーイ」でデビューし、2016年に40周年を迎えた。バンド活動と並行して、70年代半ばよりアイドルから演歌まで多数の楽曲を提供すると共に、膨大なCM音楽、数多くの映画音楽を制作している。

超主観的委員会紹介

これまでの私の活動報告と担当委員会の紹介をさせていただきます。客観的事実とは異なる、主観的イメージ中心でお送りいたします。

3月（引き継ぎ）

「多摩支部」一弁の多摩支部化の決定を受けて、「多摩は一つ」と盛り上がる。多摩支部会員でもある私にとっては、これほど嬉しいことはなかった。東京三会の会長、副会長（次年度予定者である我々も）が勢揃いしている中、多摩支部の若手は、総会の後の懇親会でやってくれた。ゴールデンボンバー、ももクロ、夢の共演。みんな大笑い。おかげで「霞ヶ関も一つ」。

「相談センター合宿」湯河原で法律相談センター運営委員会の合宿に参加。次年度の事業や計画など、様々な議論が飛び交う。夜の懇親会でも、皆、法律相談事業の活性化のために熱の入った議論。でも、明るく楽しんでいるところが気に入った。熱心な若手が多く、私も頑張らねばと、密かに決意し、湯河原の夜は更けるのであった。

4月以降（担当委員会等のご紹介とともに）

「若手会員総合支援センター」OJT相談会の視察。西荻窪の郵便局。応援に行く。狭い駐車スペースにテントを張って、法律相談会を実施。若手会員の熱意に敬服。若い頃の初心を思い返す。相談枠がすでに予約で埋まっており（やるじゃないか）、通行人に法律相談センターを案内し、パンフレットを渡す。法律相談事業に少しでも貢献？

副会長 成田 慎治 (43期)

主な担当業務

多摩支部、弁護士業務改革、弁護士活動領域拡大、若手会員支援、中小企業支援、法律相談、紛争解決、外国人の権利、骨髄同意提供立会、公害・環境等



後日、OJT相談会の別企画で東京都神社庁へ挨拶。神社でも相談実施。さらに寺カフェでも実施。若手の発想力と行動力に再敬服。

「理事者の歓送迎会」新旧理事者の歓送迎会が開かれる。今後の仕事上も東弁職員の方々と懇談できる機会は貴重である。考えてみれば、毎年、役員が全員入れ替わる組織ってどうなの？ 職員の方々を見て、東弁が組織として機能している理由がわかった。

「外国人の権利に関する委員会」からの提言が、次々と会長声明になった。まずは、朝鮮学校への適正な補助金交付、次にヘイトスピーチ法案について。後者は法案成立前に真っ先に会長声明を出すべく、タイトなスケジュールであったが、早朝から何度も打ち合わせをして原稿の修正を重ね、ようやくできた原稿を人権擁護委員会の皆さんにも、無理を言って、極めて時間のない中、検討して頂けたこと、改めて御礼申し上げます。

「骨髄提供・公害環境」この二つの委員会は、私の個人的な興味から自ら担当を申し出た。骨髄移植を待っている患者さんを助ける事業の大切さ、公害環境問題は現代社会においては待ったなしの課題。これらの委員会もやはり委員が熱い。骨髄では重要問題が発生したとして緊急に臨時委員会を招集し議論を交わした。公害環境は、委員会も白熱するし、委員のメーリングリストでも熱い議論が交わされている。

「紛争解決センター」各分野のADRの運営を行っている。医療ADRは、大ヒット商品。現在新たな専門ADRを企画開発中である。さらなるヒット作を乞うご期待。

LIBRAの「あっせん人列伝」連載第2弾、10月号から開始、乞うご期待。

「公設事務所」 この委員会は、谷副会長とともに担当しているが、重大課題を抱えてさあ大変。渋パブと東パブ三田支所との共同使用（将来の合体）という課題。公設事務所の存在意義、渋パブのリーガルクリニックの重要性など、改めて考えさせられた。公設も熱い。

「税務特別委員会」 こちらは、「法律家のための税法」でおなじみの委員会である。税務の解釈で議論することはあるも、基本的に穏やかで、地道にこつこつ、議論を積み重ねていくイメージである。税務の良い勉強になるので、ありがたいです。

「業務改革特別委員会」 私は業務系の委員会の主担当である。まずは、業務系の大元締め、業務改革特別委員会である。さすがに歴史も古く、活動範囲も幅広い。そのため、この委員会には、ある問題や課題が発生すると、どうすべきか相談し、さらには、どの業務系委員会で扱うべきかまで相談している。また、他の業務系委員会が抱える問題についても助言や情報提供を頂くなど、私にとっての相談センターになっている。頼りにしています。

「弁護士活動領域拡大推進本部」 2014年の夏生まれ。若手会員総合支援センターと双子。どちらも、元気に飛び回る子供のように、若手の力で活動領域をどんどん拡大している。詳細はLIBRA7月号に特集が組まれているので、そちらを再度お読み願いたい。とにかく、やんちゃで、いつの間にか新しい企画を出してきて、他

の委員会も巻き込んで大騒動になる。しかし、見ていて飽きないし、何か期待してしまう。私の仕事は、活動に巻き込まれる他の委員会に、頭を下げ、協力を求めることである。腕白な子供を持った親の心境がよく分かる。

アプリの開発も行い、すでに「べんたら」「ポケ弁」がリリースされている。ここでも、理事者は、開発チームのサポートに回り、開発後は、「べんたら」は広報委員会に、「ポケ弁」は中小企業法律支援センターへ移管し、これらの委員会を巻き込んで運営されている。

「中小企業法律支援センター」 は、2014年1月生まれ、領域拡大より少し年上である。前述の「ポケ弁」の運営、コンシェルジュ弁護士の電話相談、各種セミナーの実施や他団体との意見交換会など、活動も活発で実績も残しており、活気あふれる委員会である。こちらも元気いっぱいであるが、中小企業支援という方向で一貫しているため、あちこち飛び回ることはないので、少しは聞き分けのある兄ないし姉のようである。

最後に、この原稿の内容が、面白くない、見当違い、という場合に備え、きちんと保険に入っていた方がよいかもしれない。そうだ、私は弁護士保険の「LAC委員会」の担当もしているので安心です。同委員会は、今年生まれた末っ子です。しかし、元々、民事司法改革実現本部の権利保護保険部会としてすでに活躍していたので、結婚して名字が変わったと言えばよいでしょうか。

以上、長々と担当委員会を紹介してきましたが、これから重要課題が目白押しですので、今まで以上に気を引き締めて、頑張りますので、どうぞ、よろしく願います。



2016年度 夏期合同研究

7月20日、弁護士会館において、2016年度夏期合同研究が開催された。
19の分科会と全体討議が開催され、分科会はのべ681名、全体討議はのべ109名が参加した。

*表紙裏にカラー写真掲載

第1分科会

刑の一部執行猶予の基礎知識と 弁護活動における注意点

刑事弁護委員会副委員長 浦城 知子 (59期)



前半は、刑事弁護委員会委員の贅田健二郎会員による制度の概要についてのミニ講義であった。刑の一部執行猶予はあくまで実刑の一種であり、従来全部執行猶予とすべき事案は今後も全部執行猶予を求めていくべき、という基本的な位置付けや、刑法上の一部執行猶予と薬物事犯の一部執行猶予の条文上の差異に関する説明の後、実際の裁判における裁判官の考慮要素について弁護活動の方針を交えて話をしていた。

後半は、一部執行猶予となった場合に保護観察所におい

て受ける専門的処遇プログラムの内容について、東京保護観察所統括保護観察官の鶴田俊男氏からお話を伺った。現在実施されている専門的処遇プログラムは性犯罪者、薬物使用者、暴力防止、飲酒運転防止に向けた4種類であること、薬物防止プログラムについては、東京は人数が多いため10人程度のグループで行われており、全5回の集団学習と月1回程度の薬物検出検査を含むステップアッププログラムから構成されているということであった。一部執行猶予になった場合の具体的なイメージを持つことができた。

第2分科会

マンション管理の新たな流れ —第三者管理を担う弁護士の使命—

弁護士業務改革委員会委員長 外川 裕 (48期)



第2分科会は、マンション第三者管理についての講演および当委員会内PTからの報告という形式で実施された。国土交通省住宅局マンション政策室課長補佐長谷川栄光香氏からは、今春第三者管理を取り入れる形で改定された標準管理規約についての説明が、株式会社日鉄コミュニティ執行役員守屋誠氏他からは、第三者管理の実態についての事例説明が、当委員会原口紘一委員からは、当委員会の現在の到達点についての説明がそれぞれ行われた。会員の参加者59名、外部からの参加者20名であった。

高齢居住者や空き家、賃貸住戸の増加に伴い、管理組合役員のなり手が不足する一方、大規模修繕等に専門的な知見を要するマンションの管理について、非所有者である第三者が管理者として関与することの必要性と問題点を浮き彫りにし、弁護士が第三者として管理することの意義についての基礎的な情報提供を行う場となった。

第3分科会

刑事訴訟法の改正について

刑事法対策特別委員会委員長 長谷川 純 (35期)



今市事件（宇都宮地裁平成28年4月8日無期懲役の有罪判決）の主任弁護人である一木明弁護士（栃木県弁護士会）から、今回の刑事訴訟法改正中、取調の録音録画の問題点を指摘してもらおうと共に、今市事件における取調の録画の証拠調を中心に、同事件の問題点について報告を受けた。

一木弁護士は、今市事件においては商標法違反事件で別件逮捕がなされ、本件である殺人事件の逮捕の前に本件の取調がなされ、その取調期間中の録画がなされておらず、最も重要な期間の録画がないことから、部分録画の問題点に

ついて強く警鐘を鳴らした。更に、今市事件では客観的証拠がほとんど存在しない中、被告人の自白の任意性・信用性が争点となったが、①親密な取調を行っている場面を7時間も証拠調をしたこと、②自白した映像が取り調べられ、実体証拠の如く扱われたこと、③録画は80時間にも及び、これらのチェックに膨大な時間を必要としたことなどが報告された。

改正刑訴法の問題点が顕在化した事件であり、弁護士会側の研究対策が必要であることが示された。

第4分科会

国際会議に参加してみよう！ ～国際委員会の関連活動とこれから開催される国際会議の紹介～

国際委員会委員 広瀬 元康 (58期)



近年は、各団体の日本での大型国際会議が目白押しであり、今後もこの傾向が続く見込みである。当委員会では、当会を代表してこれらの国際会議の開催を主導するほか、複数の会員を世界各地の国際会議に派遣し、有志が現地ではプレゼンテーションを行う等、精力的な交流を行っている。

そこで、本年度の夏期合同研究では、早川吉尚副委員長が司会を務め、各国際法曹団体（①World City Bar Leaders Conference, ②Union Internationale des Avocats, ③The Law Society of Hong Kong, ④International Bar

Association, ⑤American Bar Association, ⑥International Association of Young Lawyers, ⑦The Law Association for Asia and the Pacific）につき、各団体に関与している若手委員らが、自らの経験を踏まえた活動報告を行いつつ、各団体の特徴や魅力を紹介した。当分科会は、渉外法務に関心のある弁護士等をはじめとした数十名が参加して盛況となった。

この種の国際会議は、国際化を志向する弁護士にとって、各国の法曹と社交を通じて外国法・文化の知見を共有し、海外で日本の法曹のプレゼンスを高める好機となろう。

第5分科会

消費者契約法・特定商取引法の最前線
～改正法、そしてその先へ～

消費者問題特別委員会委員 鈴木 さとみ (63期)



本年5月、消費者契約法及び特定商取引法が改正された。そこで、消費者問題特別委員会では、改正の内容を報告し、また、議論にはなったものの改正には至らなかった論点についても、どのような議論が行われたか、なぜ改正に至らなかったのか、今後の動向などについて調査・報告することにした。

まず、消費者契約法については、品谷圭佑委員、高玉亜紀研修員から、重要事項の範囲の拡大、過量契約の取消規定の新設、不当条項の類型の追加など、改正内容についての報告がなされ、その後、菊間龍一委員から、勧誘要件の在り方など継続検討となった論点についての報告がなされた。

次に、特定商取引法については、大塚陵委員、佐村英之研修員、当職から、指定権利制の見直し、電話勧誘販売における過量販売規制の導入、指示制度の整備、罰則の強化など、改正内容についての報告がなされ、その後、秋葉俊孝研修員から、今後の検討課題として、事前拒否者への勧誘禁止制度の導入について、地方自治体への取材を踏まえ、その実際の取組みを紹介しながら、報告がなされた。

今回の改正では、継続検討となった論点や見送られた論点が多数あり、引き続き、適正な消費者保護に向けた法改正への取組みが求められよう。

第6分科会

死刑・無期刑のないスペインの刑事法制と
刑務所事情

刑事拘禁制度改革実現本部事務局長 山下 幸夫 (41期)



第6分科会は、小竹広子弁護士（第二東京弁護士会刑事被拘禁者の権利に関する委員会副委員長）をお招きして、「スペインの刑罰制度と刑務所」と題して、スペインの刑務所や開放処遇のための施設等の視察をした結果について、パワーポイントの画像を使って報告していただいた。

スペインでは、独裁政権を経て、1978年に民主化された後、憲法を制定したが、その憲法において、刑罰が「社会への再統合」を目的とすることが明記され、強制労働を否定して、有償の雇用や社会保障給付を受ける権利が保障され、

それを受けて、一般刑事施設法により、より具体化されている。社会内処遇が原則とされ、施設内処遇は例外とされ、その場合でも、専門チームの視察等を踏まえて、処遇裁判官を含む専門チームで3つの階級に区分けされていることなどが報告され、活発な質疑応答が行われ、充実した報告だった。

第7分科会

成年後見人の監督責任
～JR 東海事件の最高裁判決を契機として～

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 皿谷 将 (66期)



当委員会では、被後見人（認知症高齢者）の加害事故における後見人・被後見人の責任をテーマとして、分科会を実施した。

まず、清水恵介委員（日本大学法学部教授）より、JR東海事件最高裁判決（最高裁平成28年3月1日第三小法廷判決）の概要、射程及び課題等について、解説がなされた。

次に、介護施設において被後見人（認知症高齢者）が施設内に飾られた美術品を損壊したケースを念頭に、当委員

会の委員より、後見人・被後見人の責任に関する報告及びディスカッションがなされた。施設入居契約書例を踏まえ、被後見人の負いうる契約責任や、責任能力の要否という理論面、従来議論が少なかった被後見人の保険について議論がなされたほか、実際に後見人がとるべき実務対応に至るまで、実務に即した多角的な検討がなされた。

本分科会で取り上げたテーマは、専門職後見人の増加が見込まれる今後において、いずれも重要な意義を有しており、繰り返し議論されるべきものと思われる。

第8分科会

改正行政不服審査法 ～実演！見てわかる審理員制度～

自治体等法務研究部部長 西尾 政行 (51 期)



本分科会では、平成28年4月1日から施行されている改正行政不服審査法の目玉の一つである審理員制度を取り上げた。

第1部では、東京都で審査請求実務を担当している榎本洋一氏（総務局総務部訟務担当課長）から、改正行政不服審査法の概要について解説をしていただいた。

第2部では、審査請求手続の口頭意見陳述において特に審理員が判断に迷うような場面を取り上げ、部員が審査請求人、審理員、処分庁職員等の役となりロールプレイング

による実演（熱演？）をするとともに、各場面について、原田泰孝部員がコーディネーター、伊東健次部員と上記榎本氏がパネラーとなり、パネルディスカッションを通して、審理員として取るべき対応を具体的に検討した。

都内各自治体からの参加者53名を含め、本分科会の参加者は90名を超え、盛況のうちに終わった。終了後には「とても面白かった」「ちょうど検討中だった問題の疑問が晴れた」などの声も聞かれた。

第9分科会

ますます増える！弁護士保険の活用法 ～保険の対象範囲が拡大します～

（リーガル・アクセス・センター運営委員会、民事司法改革実現本部 共催）

リーガル・アクセス・センター運営委員会副委員長
民事司法改革実現本部事務局次長

伊藤 明彦 (53 期)



第9分科会では、弁護士保険の将来像と課題についての基調報告を試みた。

まず、慶應義塾大学商学部の非常勤講師等であり、日弁連リーガル・アクセス・センターにもご参加いただいている内藤和美氏から、わが国における権利保護保険の機能とさらなる発展に向けた課題というテーマでご講演いただいた。内藤氏の講演は、中小企業のリスク管理としての弁護士保険、そして弁護士保険におけるモラル・ハザードの克服に関し、医療保険との比較という多様な観点からの考察も交え、

大変示唆に富む解説であった。

筆者からは、日本の弁護士保険制度の特色と、近時の対象法分野を拡大した新商品の登場に伴う様々な変革を踏まえ、弁護士が事案を適切に処理するために必要な心構えとノウハウに関し報告した。

最後に、山田正記委員長から、弁護士保険の信頼向上のため、新たにリーガル・アクセス・センター運営委員会を設立した経緯の報告と、規則改正等、今後の重要課題について総括的な報告が行われた。

第10分科会

弁護士に対する業務妨害の動向・態様と有効な対策

弁護士業務妨害対策特別委員会副委員長 石川 直紀 (60 期)



本分科会では、当職より、離婚事件に関わる業務妨害、刑事弁護に関わる業務妨害、依頼者からの業務妨害、企業法務に関わる業務妨害という類型に整理し、教訓と対策について紹介した。

そして、最も容易かつ有効な対策として、事務所の常時施錠を徹底することを推奨するため、本年7月に当委員会が発行したハンドブック（「常時施錠から始まる 事務所のセキュリティハンドブック—事務所襲撃型妨害に備える—」）を出席者に配布し、常時施錠を基本とした事務所のセキュリ

ティ対策についても改めて説明した。なお、同ハンドブックは8月中に全会員に発送を予定している。

出席の会員からは、インターネットを通じた業務妨害に対する当委員会の取り組みについて複数の質問がなされ、これまでの当委員会での対応例や現在の取り組みを案内した。

最後に、当委員会のサポートには妨害の排除だけでなく、妨害による不安の解消も含まれているので、妨害を感じたら遠慮なく支援を要請していただきたい旨を案内し、本会を終了した。

第11分科会

相続法（民法）が改正されそうです！

法制委員会委員 吉直 達法 (67期)



平成28年7月12日、民法（相続関係）等の改正に関する中間試案が公開されるとともに、パブリックコメントの募集が開始された。当委員会では、早い時期から有志で勉強会を開き、法制審議会での議論を追いかけていた。

今回の改正では、配偶者の居住権を保護するための方策（短期及び長期の居住権）、遺産分割に関する見直し（配偶者相続分の見直しや可分債権の遺産分割における取扱い）、遺言制度に関する見直し（自筆証書遺言の方式緩和や遺言執行者の権限など）、遺留分制度に関する見直し（遺留分

減殺請求権の法的性質の見直しなど）、そして相続人以外の者の貢献を考慮するための方策が提案されている。この中では、法律婚配偶者の保護を厚くする観点からの議論もされている。

本分科会では、法制審議会幹事でもある金澄道子会員を交え、これまでの議論や改正の要点につき分かりやすく解説がされた。多数の会員が参加し、改正への関心の高さがうかがえた。

第12分科会

行政をめぐる業務分野の可能性

行政法研究部部員 加藤 由利子 (67期)



第1部では、加藤が、最新の取組事件報告として、供託金払渡認可の義務付けを認めた最高裁判決（最一小判平28.3.31）を紹介。

第2部では、藤川元会員が、現在取り組んでいる行政処分取消訴訟（財団財産の乗っ取り事案）を報告。

第3部では、渡邊正昭部長が、過労死した海外勤務者への労災保険の適用が争われた行政訴訟（東京高判平28.4.27。岩田整会員が扱った事案）を紹介するとともに、行政事案における新たな分野創造の可能性と実際の取組み

を紹介し、それらを支える制度的取組み（行政事案相談ネットワーク創設や行政法専門弁護士育成）の必要性について報告。

第4部では、石川美津子会員が、行政法の適法性を担保するための恒常的改革機関設置の必要性についてアメリカの例を挙げて報告した。

各報告を通じ、行政事件の発展可能性を支える体制整備の必要性が浮き彫りになるとともに、今後の行政法分野の発展に繋がる有意義な分科会であった。

第13分科会

《東京多摩弁護士会》の理念・特徴と移行措置

多摩支部東京地方・家庭裁判所立川支部本庁化及び弁護士会多摩支部本会化推進本部委員

中村 一郎 (49期)



夏期合研第13分科会は、多摩支部による「《東京多摩弁護士会》の理念・特徴と移行措置」を開催した。

多摩支部は、2015年4月に「本庁化本会化推進本部」を発足させた。準本会化・本会化を担当するCチームは、この分科会に向けて、意見書「私たちの目指す“多摩弁護士会”（第1次案）」を作成した。Cチームの中村一郎座長から内容説明がされ、①準本会化については、多摩地域弁護士の支部への強制加入と三会合同支部の設置が、②本会化については、多摩地域の発展に役立つ弁護士会を目指し、

支部を5～10程度設置して、地域の法的ニーズにきめ細かく対応しつつ、地域に強い発信力を持つことで、弁護士会への信頼を高め、業務の発展に資する弁護士会作りが、提起された。

その後、多摩支部会費のあり方などの意見も出され、参加者一同で本会化に向けた宣言を採択した。今後、若手会員に議論を広げていくことの重要性が痛感された。

第14分科会

「子の利益」からみた面会交流

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 長森 亨 (58期)



平成25年の民法改正により、面会交流は、「子の利益を最も優先して」定めることが明文化されたが、我々弁護士が親の代理人として面会交流事件に関与する際、本当に「子の利益」に十分配慮できているのだろうか。当分科会では、このような問題意識から、第1部では、早稲田大学の本田恵子教授から、両親の別居・別離が子どもに与える影響について、児童心理の観点からご講義いただき、第2部では、第1部の講義内容を踏まえ、弁護士側で準備した質問に本田教授から回答いただく形式で、面会交流事件を

処理するにあたって、弁護士が配慮すべき点について検討した。

本田教授からは、親の対応力に応じて面会交流条件を調整することの必要性や、事前の親トレーニングの重要性などが指摘された。

児童心理の観点からは、我々弁護士が、普段当然と考えていたようなことも、子どもにとっては大きな負担となりうることなどが分かり、大変有意義な分科会であった。

第15分科会

三会模擬評議から学ぶ行為責任

裁判員制度センター研修員 小佐々 奨 (68期)



本分科会では、前田領会員を講師として招き、小川弘義委員が司会を担当し、平成25年から毎年行われている三会模擬評議を題材に弁護活動のあり方について、お話を伺った。

模擬評議でも、犯情から議論し、一般情状を検討した上で、量刑が決められていたことから、ケースセオリーや弁論を考える上では、一般情状の検討のみでは不十分であり、犯情を中心に検討する必要があることなどが確認された。

また、行為の「結果」について、傷害致死のように構成

要件に「死」という結果が含まれている場合や、性犯罪事件で被害者の休業や引越等についてはどのように考えるべきかなど、活発に議論がなされた。

量刑分布グラフについては、その問題点についても検討し、裁判官が裁判員に示す予定のグラフを、公判前整理手続において確認することも有益であると指摘された。

裁判員制度が始まって7年、今後益々議論を深め、技術を向上させていく必要があると感じた。

第16分科会

報道の自由の危機 —報道の自由度ランキング72位の意味するもの—

人権擁護委員会委員 大木 勇 (60期)



今年4月に国際NGO「国境なき記者団」の発表した報道の自由度ランキングにおいて、日本は、昨年より順位を11下げ、72位となった。その意味について、ビデオジャーナリストでインターネット放送局「ビデオニュース・ドットコム」代表の神保哲生氏にお話を伺った。

氏のお話では、日本において政権による報道機関に対する圧力だと騒がれているものは、国外の報道機関から見れば、圧力というほどではなく、無視しておけば済む程度のものであった。それにもかかわらず日本の報道機関が自粛してしま

うのは、日本の報道機関の取材活動や経営が国から与えられた特権（記者クラブ制度、再販制度、クロスオーナーシップ）によって成り立っているため、その与奪を握る政権への批判の自粛をもたらすからだという。

報道機関がこうした特権を享受し続けようとする限り、日本に真のジャーナリズムは成り立ちえない。日本のメディアの深刻な現状について、改めて考えさせられた。

第17分科会

秘密保護法の運用と情報自由基本法

秘密保護法対策本部事務局長 出口 かわり (64期)



秘密保護法の施行後、同法の運用の常時監視機関として、情報監視審査会が衆参両議院にそれぞれ設置され、今年、初めて年次報告書が公表された。そこで、衆議院の審査会委員である民進党の後藤祐一議員をお招きして、活動内容を解説していただいた。

後藤氏によると、審査会で最初に取り組んだのは、公表された特定秘密指定管理簿綴りに書かれた文書名の記載のごまかしに対する追及だった。例えば、外務省の「平成26年までに…提供のあった情報」との概括的な記述では具体

的な内容が不明だとして、1件1件わかるようにするよう求めたそうである。

このように、そもそも各省庁の公文書管理の仕組みをしっかり作らないと、国がどのような情報を持っているか又は持つべきかが、市民にもわからない。日弁連が今年出した情報自由基本法の制定を求める意見書もこのような問題意識に基づき、公文書管理及び情報公開の重要性を提言している。日弁連秘密保護法対策本部の齋藤裕介委員にこの意見書についてご説明いただいた。

第18分科会

人種差別撤廃基本法案について

外国人の権利に関する委員会委員 文 景令 (67期)



本年5月25日にヘイトスピーチ解消法が成立し、6月2日に横浜地裁川崎支部のヘイトデモ禁止仮処分決定が出されるなど、排外主義に対する日本の姿勢は変化しつつあり、この動きは国際的にも注目を浴びている。

しかし、同法は、ヘイトスピーチを禁ずる規定がなく、差別的言動の対象者を「本邦外出身者」と限定する等、差別のない社会作りのため実効力あるものとはいえない。また、同仮処分決定後、同じ団体による場所を変えてのヘイトデモが許可された。その他、インターネットを通じたヘイトスピ

ーチが未だに蔓延している等、日本が差別根絶に向け着実に前進しているとは到底いえない。

第18分科会では、ヘイトスピーチ問題が顕在化した初期段階から被害者に寄り添ってきた神原元弁護士（神奈川県弁護士会）をお招きし、ヘイトデモ禁止仮処分決定の意義や、ヘイトスピーチ規制と表現の自由との調整について、熱い議論が繰り広げられた。

今後、人種差別撤廃基本法、基本条例の制定に向け、知恵を絞り出し合う必要があることを、参加者一同で確認した。

第19分科会

辺野古は今 — 法的観点と現場からの声

(人権擁護委員会、憲法問題対策センター 共催)

憲法問題対策センター副委員長 小川 貴裕 (63期)



司会者が、かけがえのない辺野古の海とサンゴ礁の美しさを紹介した後、東京新聞篠ヶ瀬祐司記者が辺野古基地建設反対運動の現状を報告された。沖縄県有利の和解により工事は中断中だが、いつでも再開可能な状態で待機中であること、これに沖縄と本土の市民は手弁当でバスをチャーターして粘り強く反対運動を続けているとのことである。なお、長びく反対運動で「沖縄差別」という言葉が出ており、沖縄県民の意識が変わりつつあるとも訴えられた。

次に、沖縄県側弁護団の理論的支柱として加わった本多

滝夫龍谷大学法科大学院教授からは、地方自治法と機関訴訟にかかる充実した資料とともに、政府との3つの訴訟および和解の法的側面を解説いただいた。県知事不作為の違法確認訴訟は予断を許さないが、日本国憲法と法治主義の貫徹のため、政府の法の濫用に対し断固戦うとのことである。

政府がこのまま強権的にふるまえば、沖縄はますます孤立感を深めてしまう。沖縄県民に寄り添って真の沖縄復帰を実現するため、弁護士としてできることはないかを考えさせられた分科会であった。

第27回司法シンポジウム プレシンポジウム (共催：日弁連)
実務に役立つ景観・環境訴訟～鞆の浦判決と景観訴訟～

公害・環境特別委員会委員 藤田 詩絵里 (67期)

第1部 基調講演

最初に、日置雅晴弁護士(第二東京弁護士会、早稲田大学・立教大学・上智大学法科大学院講師)より、『鞆の浦世界遺産訴訟と景観をめぐる訴訟の状況』についての基調講演があった。

講演の冒頭、スクリーンいっぱいに鞆の浦世界遺産訴訟の訴状の表紙が映し出された。夕暮れ時の鞆の浦の美しい港の写真がフルカラーで印刷され、大伴旅人の俳句が印字されたインパクトのある表紙である。鞆の浦とは、瀬戸内のほぼ中央に位置する江戸時代の港湾設備を残す港町だ。私も訪れたことがあるが、石畳の歴史ある街並みと穏やかな水面が本当に美しい。最近ではジブリ映画『崖の上のポニョ』の舞台としても知られる。鞆の浦は、江戸時代から続く街であるため、道路が狭く入り組む。この交通問題を解消しようと、広島県福山市により、港湾を埋め立てて橋を架け現在の海上に道路を通す計画が出現した。港湾に橋が架かれれば、鞆の浦の景観は大きく損なわれる。鞆の浦の文化的景観を維持するため、弁護団は、平成16年行政事件訴訟法改正で誕生した差し訴訟(改正以前は、許可が出た後で取消訴訟をすることしかできなかった)を利用し、公有水面埋立免許の仮差止及び差止を求めた。

鞆の浦世界遺産訴訟では、弁護団は、弁論期日の度に、パワーポイントで1時間程かけて、裁判官に埋め立てにより失われるものの重大さを訴えたという。その結果、この深刻さが裁判官に伝わり、広島地方裁判所は、埋立免許の仮差止及び差止認容判決を下した。裁判官との相性や許可のタイミングをにらみながらの進行であった。



鞆の浦判決は、景観利益を根拠として原告適格を認めた画期的判決だ。鞆の浦の景観は全体として歴史的・文化的価値を有し、これに近接する地域内に住み、その恵沢を日常的に享受している者は法的保護に値する景観利益を有しており、原告適格を有するとされた。

原告適格を基礎づける法的利益としての景観利益は、民事上の受忍限度を超えている必要はない。民事上の救済ができない場合であっても、行政訴訟の原告適格の基礎とすることで行政法規の解釈により救済の可能性が生まれることを鞆の浦判決は示唆している、との指摘がなされた。



第2部 パネルディスカッション

続いて、日置雅晴弁護士、東京弁護士会公害・環境特別委員会小澤英明委員、及び同小島延夫委員をパネリスト、同西島和委員をコーディネーターとしてパネルディスカッションが行われた。

パネルディスカッションでは、鞆の浦判決により原告適格が認められる範囲が広がったが、様々な理由で地域住民が訴訟を担えない場合もあり、環境団体が紛争解決を担うという制度(公益環境団体訴訟)が必要ではないかとの議論がなされた。小島委員からは欧米の状況についての報告があり、シエラクラブの90%以上という勝訴率には会場から驚きの声が上がった。また、パネルディスカッションでは、早期の段階での住民参加を保証することで景観破壊を未然に防止することはできないのかという議論もなされた。小澤委員からは、歴史的建造物保存の紛争事例についての報告があり、中央政府による立法がなされない場合に、条例によって歴史的建造物保存を図っていくことができないかという議論がなされた。

全体討議 第2部

アプリ活用術を大公開!

弁護士活動領域拡大推進本部 本部長代行 山本 昌平 (50期)
 若手会員総合支援センター センター長代行 廣瀬 健一郎 (50期)

全体討議第2部「アプリ活用術を大公開!」では、若手会員総合支援センターの廣瀬健一郎センター長代行の挨拶に続き、会員向けアプリ「べんとら」の説明、中小企業向けアプリ「ポケ弁」の説明に加え、当会の弁護士活動領域の拡大に向けた取組である自治体連携センターの活動、弁護士お試し制度、在日外国人に対する法的支援に向けた取組についての紹介が行われた。

1 会員向けアプリ「べんとら」

アプリ開発のリーダーを担当した若手会員総合支援センター環境支援部会の伊藤敬史部会長が、アプリ開発の目的が①弁護士業務を効率化すること、②弁護士会から会員に対する研修情報提供を強化することの2点であることを説明し、べんとらリリース後、ダウンロード数が2000に達したことを報告した。

その後、スクリーンに実際のスマートフォン画面が投影され、操作を行いながら、民事裁判申立手数料計算、養育費計算、裁判所の電話番号などの情報の表示、刑事弁護に役立つ情報の表示、平米と坪の換算の使い方などの説明がなされ、また、本アプリのメイン機能である当会・東京三会・日弁連の研修を表示させる機能、指定した種類の研修をプッシュ通知で知らせる機能、これまでFAXで申込をしていた研修についてアプリから直接申込できる機能についての説明がなされた。

2 中小企業向けアプリ「ポケ弁」

アプリ開発のリーダーを担当した弁護士活動領域拡大推進本部の安井之人副本部長・事務局次長が、ポケ弁が中小企業経営者、個人事業主を対象として法律に関する情報を提供するアプリであることを説明し、スクリーンに実際のスマートフォン画面を表示させながら、現在ラインナップされている記事を紹介した。記事が作成した弁護士の署名付きであること、将来的には会員から記事の執筆者を募る体制を整えることを目標としていることが説明された。また、「ポケ弁」を積極的にアピールするために会員一人一人の協力の呼びかけがなされた。



3 自治体連携センターの説明

その後、自治体連携センターの中村英示センター長代行、五島丈裕委員、川村百合副センター長から、自治体連携プログラムをはじめ、空家等の対策、児童相談所や子ども家庭支援センターとの連携等、その他自治体連携センターの活動状況につき、説明がなされた。

4 弁護士お試し制度

弁護士活動領域拡大推進本部の堂野達之副委員長兼弁護士トライアル制度部会部会長より、制度の説明がなされ、東京23区の自治体での活用例や本年11月15日(火)18時からクレオにおいて、非常勤弁護士についてのシンポジウムが開催される旨の話がなされた。

5 在日外国人に対する法的支援

弁護士活動領域拡大推進本部の氏原隆弘副委員長兼在日外国人部会部会長より、在日外国人に対する法的支援状況の調査・検討について説明がなされ、調査に取り組んだ経緯、これまでの調査訪問の結果、試行的セミナーの実施例、中でもインドネシアに2度訪問し、ジャカルタのパンチャシラ大学において共同セミナーを実施した旨の報告がなされた。

* * *

最後に、弁護士活動領域拡大推進本部の山本昌平本部長代行より、両アプリ開発に尽力されてきた方への謝辞が述べられるとともに、8月16日(火)、17日(水)に実施される東京ドーム企画をはじめ本部の活動状況につき報告がなされた。

今、憲法問題を語る — 憲法問題対策センター活動報告 —

第60回 7月13日実施の都内3か所での街頭宣伝行動の報告

憲法問題対策センター委員長代行 伊井 和彦 (37期)

2016年7月10日に開票された参議院議員選挙は、与党側の勝利に終わった。この選挙結果をもって「国民の信を得た」として、昨年9月に政府及び与党が強引に成立させた安全保障関連法の、具体的な適用や運用が進められる気配がある。しかし、安全保障関連法がそれまで違憲とされてきた集団的自衛権の行使等を強引な解釈変更で合憲とする法律であり、立憲主義、国民主権の理念、そして憲法9条に反する違憲の法律であることは変えようがなく、弁護士会としてはあくまでその危険性を市民に訴え、廃止を求め続けなければならない。

選挙直後の7月13日、それでも我々は各駅前に入った。

有楽町

委員長代行 伊井 和彦 (37期)

有楽町駅前には、七夕飾りと日弁連の風船を施したステージをバックに、日弁連・一弁・二弁・関弁連そして東弁の有志が次々とマイクを握り、安全保障関連法の違憲性と危険性を訴える街宣を行った。東弁が新たに作った安全保障関連法の廃止を求める団扇やティッシュ、チラシを行き交う人々に配布した。翌日から始まる東京都知事選挙の応援演説と勘違いして「誰が来るのですか」と聞かれたのには参ったが、総じて東弁や日弁連の団扇やティッシュの受け取りは良く、足を止めて聞いてくれる人たちも少なからずいた。

参議院議員選挙の結果は、日々の生活の苦しさに追われる人々の多くが経済の安定を望んだ結果であろうと思われるが、このような街宣結果を見れば、決して人々が今の政府や与党の憲法改変の姿勢を是認しているわけではないことが分かる。

これからも、私たちは定期的に駅前に立ち続け、安全保障関連法の危険性と廃止を訴え続ける！

池袋

副委員長 西田 美樹 (54期)

心配した雨も上がり、気温も暑すぎず、しかしハートの熱いメンバーが集まって、池袋駅西口広場にて街頭宣伝行動が行われた。憲法センターからは3人、東京パブリック法律事務所から4人、城北法律事務所から2人、東弁事務局1人という豪華布陣。特製団扇を配りはじめると同時に、7月10日に行われた参議院選挙の結果についてどう思うかと話しかけてくる人もおり、食いつきが非常にいい。今回から投入の新兵器メガフォンを使って、違憲の安保法制に弁護士会が反対していること、団扇に印刷された憲法9条の条文、憲法9条は平和の約束であること、弁護士が街頭に出るのは、弁護士法で弁護士の使命は基本的人権の擁護と社会正義の実現であるからであることを語りかけた。

今回街頭宣伝行動初参加の弁護士が「思ったより受け取ってくれるんですね。それに、わざわざ団扇をとりまわって寄ってくれる人もいます」と好印象を持っていた。運動の広がりを感じた感想であった。

北千住

事務局長 菅 芳郎 (45期)

北千住街宣は、前回に続き、憲法センターからは、当職と乗原周成副委員長、東弁の人権課職員が参加し、北千住パブリック、北千住法律事務所の所長、所属弁護士、スタッフの協力を得て、総勢10名で分担した。

責任者の当職の不幸で、開始が若干遅れてしまったものの（そのせいで、忙しい中待機していただいていた黒岩哲彦会員が、開始前に移動時間となり、ご迷惑をおかけしてしまった）、心配された雨もほとんど降らなかったもので、できたばかりの団扇を配りまくった。さすがに団扇は受け取りがよく、特に、若い人たちの反応が良いと感じた。

また、今回から使えるようになった備品のハンドマイクを早速使ったが、やはり、肉声よりもはるかに広い範囲に声が届くので、黙々とビラや団扇を配るだけよりも街宣の実が上ったように思う。

平成28年7月8日開催 家庭裁判所委員会

「再非行防止に向けた少年審判の運用について」

東京家庭裁判所委員会委員・会員 折井 純 (53期)

平成28年7月8日に開催された家庭裁判所委員会について報告します。

今回は「再非行防止に向けた少年審判の運用について」というテーマで、東京家庭裁判所少年部河畑勇裁判官及び水野幸枝主任家庭裁判所調査官から説明がなされました。

以下概要をお伝えします。

1 少年審判事件の手続の流れ

少年保護事件の新受件数は、平成19年は8912件、平成27年は4342件と半分程度に減少していますが、刑法犯少年の再犯者率は、平成19年は30.3%、平成27年は36.4%と上昇しています。そのため、少年審判の運用においても再非行防止が重要な課題となっているとの話がありました。

そして、少年審判事件の手続の流れが説明されました。少年審判事件においては、少年法の趣旨に則り、家裁の調査、試験観察、審判すべての段階で、少年に対する教育的措置が配慮されていることが強調されました。

2 東京家庭裁判所における教育的措置のメニュー

調査の一環として東京家裁で行われている教育的措置のメニューが紹介されました。

(1) 知識付与型

①被害を考える教室（万引きの被害の実情など被害者の視点で考えさせる）、②思春期保健指導（避妊、性感染症などを学ぶ）・薬物乱用防止指導（飲酒、喫煙、薬物が心身に及ぼす影響を知る）、③交通講習（刑事、民事、行政上の責任や遺族の話などを聞く）

(2) 体験学習型

①社会奉仕活動（i 地域美化、ii 老人ホームや乳

児院などでの対人援助、iii 使用済み切手の整理）、②禅寺（清掃、座禅、講話）

(3) グループワーク型

①保護者の会（思春期の心理の特徴を理解し、コミュニケーションの取り方を練習）、②親子合宿（親子での共同作業を通じて、協調性を滋養）

(4) 就労・学習支援型

①履歴書作成指導・就職面接指導・ハローワーク同行、②学習支援

3 補導委託

自宅に戻せず適当な居住先がないケースや積極的な指導や交流などで社会内での改善の可能性があるケースでは、補導委託を検討するそうです。

補導委託を通じて、周囲の大人に適切に相談できるようになること、困難場面を乗り越えるための問題解決能力を高めることが求められます。

補導委託先としては、飲食店などの職業補導型、更生保護施設、自立援助ホーム、宗教団体があり、少年の抱える課題や性格などを考え、委託先とマッチングするとのことでした。

ゲストスピーカーとして、補導委託先の中華料理店の経営者の方のお話もありました。「心をこめて家族の一員として預かっている。子ども達は親切にされると大人になって気が付くことが多い。何ととっても褒めることが一番」など、体験に基づくお話に皆聞き入っていました。

4 審判における教育的措置

審判では、少年に反省を深めさせ、更生の意欲を持たせるために、以下の工夫をしているそうです。

(1) 出席者の工夫

補導受託者、担任の教師、職場の雇主、保護司な

どに出席してもらおう。

(2) 質問の工夫

非行事実の重みや非行の原因、自己の問題性を自分の頭で考えさせる。

(3) 決定告知の工夫

不処分決定では今後の生活への注意など。保護処分決定では処遇への動機付けなど。少年院決定では立ち直った姿の想起など。

5 質疑応答

(→以下は家庭裁判所の回答)

• 犯罪の種類によって教育的配慮に違いはあるか。

→工夫はしている。例えば、性非行は同じパターンを繰り返すことが多いため、パターンを理解させ、どうしたら繰り返さないか考えさせる、粗暴非行は、怒りをコントロールする方法を学ばせるなど。

• 再犯は、凶悪化することが多いか。

→そうともいえない。万引きを何回も繰り返す少年

もいる。

• 否認や黙秘の場合、教育的措置はとれるか。

→難しいことは確か。ただ、少年は認めることも多い。

• 教育的措置というと、それぞれの立場の人がどういう役割を負っているかわかりにくい。

→例えば、調査官の働きかけと裁判官の働きかけは質的に違うというより、連続していると考えてほしい。

今回は、平成28年12月12日、テーマは、「家事調停における当事者への配慮」です。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会に取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL.03-3581-2207**

子どもの権利プラクティス報告

～少年院送致が見込まれる事件と環境調整～

子どもの人権と少年法に関する特別委員会副委員長 浅井 健人 (64期)

平成28年度より、子どもの人権と少年法に関する特別委員会では、毎月1回程度、子どもに関する事件の活動(学校・福祉・少年事件等)をテーマとした報告・検討会「子どもの権利プラクティス」を開催しています。子どもに関する事件では、学校・福祉・少年事件等に関する知識・経験が複合的に必要となることも多いことから、昨年度まで「付添人プラクティス」として少年事件について行っていたケース研究会を、子どもの事件全体を対象を広げてリニューアルしました。

子どもの権利プラクティスでは、話題提供者が子どもに関する事件の活動で生じた悩み、疑問点等を報告し、出席者全員で検討し、情報交換を行っています。また、出席者が手持ち事件について相談することもできます。

今回は6月に実施した「子どもの権利プラクティス」の概要を報告します。

今年度のテーマは次のとおりです。

5月：いじめと学校・加害者との交渉

6月：本件

7月：保護司

9月：司法面接

10月：学校事故

11月：未成年後見

12月以降：未定

子どもに関する事件に興味をお持ちの方は是非ご参加ください(東弁会員であればどなたでもご参加いただけます。子どもの事件未経験の方や修習生も歓迎しています)。

*問い合わせ先：人権課 TEL.03-3581-2205

少年事件において環境調整は不可欠な活動である。ここでいう環境調整とは、少年の更生、立ち直りのために、必要な環境を整える活動であり、具体的には、家庭環境、学校や職場の環境、交友関係などの調整である。もっとも、調整すべき環境は少年ごとに異なってくるため、ケースごとに最適な調整を探求する必要がある。

今回扱ったケース(本件)は、少年が成人に近い年齢であったことから、付添人は少年の自立を中心に環境調整活動を行ったが、調査官はむしろ両親の問題性を重視していたという事例である。プラクティス報告当日は、付添人の環境調整活動を中心に報告・議論がなされた。また、付添人と調査官の見立てが異なった場合の審判直前から少年院送致までの付添人活動についても報告・議論がなされた。

事案

成人男性と交際・同棲していた少年(成人に近い年齢の女子)が、成人男性が薬物を密輸する行為に、共犯として加担したという事件である。

① 家庭環境・生育歴

少年は、高校でいじめを受けて不登校となり、別の高校に転入したが、転校先では遊び中心の生活をするようになった。高校卒業後、専門学校に進学したものの、数ヶ月で退学してしまい、その後、不良交友と夜遊びを重ね、家に帰らない日々が続いていた。少年は家族との関係もうまくいっていなかった。

そうした中で、少年は、成人男性と出会い、交際するようになった。家庭に居場所がなかった少年は、

成人男性に入れ込み、交際中に成人男性が薬物犯罪に手を染めていることを知ったものの、関係を解消することなく、むしろ手伝うようになっていった。

② 環境調整

少年は、逮捕当初、犯罪事実を否認し、成人男性との関係も継続する意向を持っており、反省は表面的なものにとどまっていた。交際相手との関係の解消を勧めると、少年の反発が予想されるので、付添人は、接見・面会の際は慎重に対応していた。結局、成人男性が長期に収容される見込みであることが明らかになった結果、少年は自然と成人男性から離れていくようになったようであった。

また、付添人としては、少年が成人に近い年齢であり、学習意欲に乏しい一方、就労意欲は持っていたので、自立に向けた調整を中心に行った。もっとも、少年は就労についての具体的なイメージを持っておらず、審判までに社会復帰後の具体的なイメージを描くことが出来なかった。

参加者からは、本件の少年には社会性がないので、早急な自立はそもそも困難だったのではないかという意見が出された。また、少年の希望する職種では、新たな失敗体験になるのではないかという危惧も出された。その他、失敗体験をしたうえで、他の選択を考えるとすることも必要ではないかという意見も出され、活発な議論がなされた。

③ 社会記録*1 確認後の付添人活動

付添人が審判直前に調査官の調査票を閲覧すると、調査官は少年と両親との関係に強い危惧を持っ

ており、少年院相当の意見であることが判明した。そこで、付添人は、直ちに両親及び少年と面会し、調査官が考える問題点の中身、その問題点を解消するための対処法につき、アドバイスをした。

審判では、少年も両親も付添人のアドバイスを踏まえ、審判までに考えたことを一生懸命に話し、途中、休廷を挟み、長時間の評議も行われたが、結果として少年は少年院送致となってしまった。

審判直後、少年は、審判までの間、非常に努力して変わったにもかかわらず、少年院送致となってしまったことについては大きなショックを受けていた。しかし、付添人から、本件では抗告により結論が変わる可能性は低いこと、少年院の生活や行くのであれば前向きにとらえて欲しいといった話をするなかで、少年は審判の結果を受け入れるようになっていった。

④ 審判後

数ヶ月後、付添人が少年院に赴き、少年と面会したところ、少年は自分の課題をより明確に認識するようになり、自分の課題に懸命に向き合っている様子が見られた。結果として、少年は、少年院送致によって成長したともいえるのかもしれない。

発表者の一人からは、初の施設収容ケースだったので、少年にどうやって前向きにとらえてもらうかが悩ましかったという感想が述べられた。参加者の一人からは、少年院の実態を説明するなど、手を尽くす必要はあるけれども、少年の気持ちを付添人がすべてコントロールできるわけではないので、付添人ができることの限界はあるのではないかという意見が出された。

*1：社会記録には、少年の資質鑑別をした鑑別結果通知書及び家庭裁判所調査官の調査票等が綴られている。

もっと知ろうよ！オキナワ！

第7回 辺野古をめぐる争訟と今後の展望 —辺野古新基地建設問題から問われる地方自治と民主主義—

人権擁護委員会 沖縄問題対策部会 部会員 神谷 延治 (60期)

1 はじめに

2016年7月22日、翁長雄志沖縄県知事（以下「知事」という）が名護市辺野古の埋立承認取消処分に対する是正の指示に係る措置を講じないのは違法であるとして、地方自治法（以下「法」という）251条の7第1項に基づき、国土交通大臣が福岡高裁那覇支部に不作為の違法確認訴訟を提起した。

以下、辺野古をめぐる沖縄県と国の争訟を振り返り、今後の展望について考察する。

2 和解の内容とその意義^{*1}

2016年1月29日、福岡高裁那覇支部は、代執行訴訟の第3回口頭弁論終了後に和解を勧告した。その際、裁判所は、「平成11年地方自治法改正は、国と地方公共団体が、それぞれ独立の行政主体として役割を分担し、対等・協力の関係となることが期待されたものである。このことは法定受託事務の処理において特に求められるものである。同改正の精神にも反する状況になっている。本来あるべき姿としては、沖縄を含めオールジャパンで最善の解決策を合意して、米国に協力を求めるべきである」旨、地方自治に対する見識を示したうえで、国の姿勢を批判した。

かかる勧告を受け、同年3月4日、代執行訴訟（2015年11月13日提訴）と執行停止決定の取消訴訟（〔関与訴訟〕2016年2月1日提訴）について、一転して和解が成立した。また、執行停止決定の取消訴訟（〔抗告訴訟〕2015年12月25日提訴）についても、沖縄県が取り下げた。これにより、3つの訴訟は一旦終息した。

和解条項は全10項から成り、①訴訟、審査請求及び執行停止の取下げに関するもの（第1項、第2項）、②訴訟のやり直しに関するもの（第3項ないし第7項）、③協議・協力に関するもの（第8項、第9項）、に大別される。

裁判所は、国が代執行以外の代替的な関与によってその是正を図ることをせず、いきなり自治権の侵害の度合いの強い権力的な関与である代執行訴訟を提起したことは分権改革の精神に反するとみていたこと、

沖縄防衛局が私人たる地位にあるとの主張（“私人なりすまし”論）は、公有水面埋立法の従来の解釈と齟齬するとの疑念を抱いていたことが、その釈明事項から窺える。行政不服審査法に基づく執行停止と代執行の併用（ダブルトラック論）という国による法制度の濫用を認めず、埋立工事の中止が認められた点において、本和解には大きな意義が認められる。

3 国地方係争処理委員会による審査の結果とその意義

和解条項は是正の指示の取消訴訟と協議の並行を認めているところ、国土交通大臣は和解成立の僅か3日後に再び是正の指示をした。これを受け、知事は、2016年3月23日、法250条の13第1項に基づき、総務省の第三者機関である国地方係争処理委員会（以下「委員会」という）に審査の申出を行った。

委員会には申出から90日以内（法250条の14第5項）という時間的限界があるなか、全9回の会議が行われた。ところが、審理がかなり進んだ段階で委員会から質問されていない事項に関する国の主張理由（辺野古が選択された経緯、是正の指示の理由として、承認取消処分が「著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害している」）の追完を認めるなど、審理の進め方をめぐり、公平・中立性に疑念を抱かせる場面もあったようである^{*2}。

委員会は、同年6月20日付け決定^{*3}において、次のような見解を示し、是正の指示が法245条の7第1項の規定に適合するか否かについては判断しないという結論を出した。

「議論を深めるための共通の基盤づくりが不十分な状態のまま、一連の手続が行われてきたことが、本件争論を含む国と沖縄県との間の紛争の本質的な要因…一連の経緯は、国と地方のあるべき関係からみて望ましくないものであり、国と沖縄県は、普天間飛行場の返還という共通の目標の実現に向けて真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすることが、問題の解決に向けての最善の道である」

*1：本多滝夫著『辺野古訴訟の現段階と今後の展望』2016年度夏期合同研究（第19分科会）「辺野古は今—法的観点と現場からの声」

*2：本多滝夫著『辺野古新基地建設問題の現状と課題—問われる国地方係争処理委員会の存在意義』法学セミナー738号（2016年7月号）1頁以下

*3：「平成28年3月16日付け国土交通大臣がした地方自治法第245条の7第1項に基づく是正の指示に係る審査の申出について（通知）」

（平成28年6月20日付け国地委第33号）（http://www.soumu.go.jp/main_content/000425425.pdf）

同決定は、「国と地方のあるべき関係」の構築という観点から、解決に向けた協議を促す点で和解勧告と同様であり、「是正の指示の取消訴訟判決確定まで」という期限がない点で、和解条項で示された協議をより一層前進させるものといえる。他方、委員会は、違法か否かの判断が求められているところ（法250条の14第2項）、その適正な審査を行う責務を軽視しているのではないか、広く係争処理に有効な措置を勧告するなど他にも選択の余地があったのではないかと疑問も残る*4。

4 不作為の違法確認訴訟の法的争点*5*6*7

(1) 国の是正の指示の適法性

知事の法定受託事務の処理が「法令の規定に違反しているとき」又は「著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき」（法245条の7第1項）に該たるか。

後記(3)に瑕疵がなく、同(2)が違法である場合、又は、後記(3)に瑕疵があり、同(2)の取消権が制限される場合、国土交通大臣の是正の指示は適法となり得る。但し、知事の判断に対する国の関与の許容範囲を逸脱する場合には違法となる。

(2) 現知事の埋立承認取消の適法性

(看過し難い瑕疵の有無)

「国土利用上適正且合理的ナルコト」及び「其ノ埋立ガ環境保全…ニ付十分配慮セラレタルモノナルコト」（公有水面埋立法4条1項1号・2号）の各要件を充たすか。その中で知事の権限の及ぶ範囲、埋立の必要性、沖縄の自治権侵害*8などが問題となり得る。

また、後記(3)に違法又は不当の瑕疵がある場合に外交、防衛、日米関係の信頼保護等から取消権が制限されるかが問題となる。法律による行政から瑕疵ある行政行為は取り消すのが原則であり、例外としてこれを制限するのは特別な事情がある場合に限られると解すべきである。そして、知事の判断には裁量権が認められ、その逸脱又は濫用がない限り適法と解される。（本件のような自庁取消の場合、前知事の承認に瑕疵

があるとすれば、同一の主体・機関であり、権限も承継される現知事は、それを取り消すことができるから、前知事と現知事の間には裁量の壁があるわけではない。）

(3) 前知事の埋立承認の適否

前記(2)の前提として公有水面埋立法の各要件の充足が問題となる。

5 今後の展望

2016年8月19日に不作為の違法確認訴訟の弁論終結が予定されており、同年9月16日にも最高裁判決、来春には最高裁判決が出るが見込まれている。

裁判所が「迅速」に審理を終結させる場合、沖縄県の違法の抗弁を認めない、あるいは国土交通大臣の判断（関与裁量）を尊重する可能性が考えられる。特に著しい不適切処理の判断は裁判所の機能にどこまでなじむのかという問題もあろう。国の勝訴が確定した場合、執行力がないため再び代執行訴訟が提起されることになろう。この場合、知事は承認処分撤回、工法変更申請に対する判断その他あらゆる権限を用いることにより工事を阻止することが予想され、延々と法廷闘争が続く可能性もある。

他方、国の敗訴が確定した場合、埋立承認の再申請がされることになろう。

結局、国と沖縄県が「真摯に協議し、双方がそれぞれ納得できる結果を導き出す努力をすること」が、本件争訟を根本的に解決するための「唯一の解決策」ではないだろうか。

6 おわりに

いま沖縄で起こっている一連の出来事をみると、専制化する政府の“むき出しの権力”，あからさまな地方自治の軽視ないし民意の無視には危機感を覚えざるを得ない。

私たちは、「沖縄で、辺野古でいま起きている問題は日本国民全体に関わること*9」を認識すべきである。

（注：原稿執筆は2016年7月下旬）

* 4：磯崎初仁著『大規模開発と合意形成（二・完）—沖縄県米軍基地辺野古移設問題を題材として』自治研究92巻8号56頁以下

* 5：本多滝夫編『Q&A 辺野古から問う日本の地方自治』77頁以下（自治体研究社）

* 6：岡田正則著『辺野古埋立問題と日本の地方自治—今後の展望—』緊急シンポジウム「辺野古新基地建設と沖縄の自治」

* 7：武田真一郎著『是正の指示に関する係争委決定と今後の課題』（2016.7.1）

* 8：徳田博人著『日本の憲法構造の危機—辺野古新基地建設問題からみえるもの』法学セミナー733号（2016年2月号）1頁以下

* 9：翁長雄志著『戦う民意』96頁（角川書店）

近時の労働判例

～労働法制特別委員会若手会員から～

第44回 広島高裁松江支部判決平成27年5月27日
(学校法人矢谷学園ほか事件)〔労判1130号33頁〕



労働法制特別委員会委員 宋 昌錫 (65期)

1 事案の概要

本件は、学校法人Y学園が運営するA高校に参事として採用され、後に副校長・理事となったXが、同学園の理事長兼高校校長を務めるBが、過剰な経費支出や不明朗な会計処理を行う等、その地位を濫用した経営を行っていると考え、学外の有力者C（元県議）に対し、①Bの私物化経営を陳情し「倒閣運動」への協力を要請する本件手紙や、②Xに対するパワハラ等を含むBの職務上の問題点を訴える29枚の文書を交付する等した（以下「本件説明・相談」という）ところ、これが、就業規則所定の懲戒事由のうち「学園の秩序を乱した」行為等に該当するとして懲戒解雇されたことから、地位確認及び損害賠償等を求めた事案の控訴審判決である。原審（鳥取地判H26.4.23・労判1130号50頁）は本件懲戒解雇を有効としたが、控訴審は無効と判断した。

なお、本件は多数当事者間の複数の論点を含む訴訟であるが、本稿では本件懲戒解雇の効力に関する問題を中心に取り上げる。

2 裁判所の判断

(1) 懲戒事由該当性

「Xは、Bを退任させるため、Cの影響力を利用することを目論み、…Cに対し、本件手紙及び29枚の文書を交付したものと推認できる」ところ、このような行為は、「一般的には、当該学校法人内部における、公正な議論に基づく問題解決の芽を摘んでしまい、当該学校法人の秩序を不公正な手段によって攪乱しこれを毀損するものであることは否定できない上、…理事長の名誉毀損・侮辱にわたりかねない」。そうすると、本件説明・相談は、形式的には懲戒事由に該当し得る。

かかる行為が正当化され懲戒事由に該当しないと

言えるのは、「当該学校法人の秩序を維持するための内部規範に優先する法令の遵守が求められている場合に限られるというべき」であるから、「少なくともその説明内容に当該理事長の違法行為を含んでいる必要がある」。理事長の業務執行の適否に関する説明・相談は正当化されない。そうすると、Bの行為のうち①横領・背任等の刑法違反行為及び②Xに対するパワハラ等の不法行為を問題とする説明・相談は、正当化される余地がある。この点、②は真実と認められ正当化され得るが、①はその存在を信じるに足りる相当な理由が無く正当化されない。

結論として、本件説明・相談は、正当化されない内容を多く含んでおり、これが外部に漏れた場合「B及びY学園の名誉及び信用を著しく損なう」ことになるから、全体として「手段としての相当性を著しく欠いて」いる。以上より、Xの行為は正当化されず、懲戒事由に該当する。

(2) 懲戒権ないし解雇権の濫用の有無

BがXに対し不法行為に該当するような退職勧奨等をしていた事実からすると、XにおいてBを退任させようとしたことには「酌量されるべき相応の理由」があった。また、CはY学園の部外者ではあるが、本件以前にY学園の深刻な労使対立をめぐり解決に尽力した者であったことに照らすと、Xが説明した内容を「他の部外者に漏らす可能性は極めて低かったものと認められ、実際、Cが、上記内容を他の部外者に漏らしたものと認められ」ない。「Xの行為によって、Y学園に多少の混乱を生じさせ、また、Bの心情を害したことは否定できないものの、Y学園及びBにXを懲戒免職にすべき程の重大な実害が生じたとは認められない。」これらの事情を総合考慮すれば、本件懲戒解雇は重きに失し、社会的相当性を欠く。本件懲戒解雇は懲戒権ないし解雇権の濫用にあたり無効である。

3 内部告発労働者の救済法理

(1) 公益通報者保護法

使用者に不利益となる公益通報を行った労働者(Xは理事であるが、労働者性について争いはなかった模様)に対する解雇は、同法の保護要件に該当する場合には当然に無効となる(法3条)、Xは本訴において同法の保護を主張していない。その理由は、本件のような第三者かつ私人に対する通報の保護要件(①一定の刑罰法規違反に関する通報であること、②使用者への通報では被害の発生・拡大の防止につながらないため、これに資する者に対し通報したものであること、③通報目的が不正でないこと、④通報対象事実が存在すると信ずるに足りる相当の理由があること等)を満たさないと考えたためと推測される。

なお、同法における第三者通報の保護要件は厳格過ぎるとの批判も多く、平成28年7月現在、消費者庁のワーキンググループにおいて、要件緩和が検討されている。

(2) 裁判例

ア しかし、同法の保護要件を満たさない外部(第三者)への通報でも、①告発事実の公共性、②告発目的の公益性、③告発内容の真実性または真実相当性、④告発態様の相当性等の諸般の要素を総合考慮した上で、全体として正当な告発行為であれば、違法性が阻却され懲戒事由に該当しないと裁判例が確立している(大阪いずみ市民生協事件・大阪地堺支判H15.6.18・労判855号22頁等。菅野和夫「労働法[第十一版]」655頁参照)。

本判決は、上記先例に沿いながら、②告発目的が経営者を退任させることであったこと、③Xの告発内容の大半は根拠不足であったこと、④外部の第三者に対する告発であったこと等から、Xの告発行為は正当化されず懲戒事由に該当すると判断した

ものと整理できる。その上で本判決は、Xが外部者Cに対する告発に至った経緯や、Y学園が被った被害の程度を実質的に検討して、懲戒解雇は社会的相当性を欠くと判断した(同旨:宮崎信用金庫事件・福岡高宮崎支判H14.7.2・労判833号48頁)。

イ 本判決の意義は、経営者の退陣を企図してなされた告発は違法行為をその内容に含む場合に限り正当化され得る(経営の適否に関する告発は正当化されない)こと、及び、告発の一部に正当化され得る内容を含んでいても告発が全体として正当化されない場合があると判示した点にある。

ウ 一般の労働者と異なり、理事(役員)の地位にある労働者は、まず、理事(取締役)会等の協議で問題解決を図るべきという考え方もある。しかし、本判決の認定事実からは、Bの絶対的な支配によりY学園内部でガバナンスが全く機能せず、Bの不公正と思える業務執行に対して誰も異議を述べる事ができなかった様子が窺われる。そのような場合、外圧によりBを退任させることがガバナンス確保というY学園の利益に資するとも考えられるから、本事案では、Xの告発目的の公益性を認める道筋もあり得たのではないかと(他の事案で同旨を述べるものとして田中亘「商事判例研究」ジュリスト1201号145頁)。

4 有期雇用契約が黙示に更新された場合の期間制限

なお、本判決は、有期雇用契約が黙示に更新された場合、更新後の雇用契約は「期間の定めのないものになると解するのが相当」と判示した。同論点については有期契約説(タイカン事件・東京地判H15.12.19・労判873号73頁、前掲菅野「労働法」326頁等)と無期契約説(荒木尚志「労働法[第2版]」455頁等)が対立しているところ、本判決は後者を採用したものである。

東と弁往來

第47回 法テラス鱒ヶ沢法律事務所



事務所玄関前にて



事務所外観

青森県弁護士会会員 小澤 博之 (64期)

2011年12月 弁護士登録、2012年10月 東京弁護士会入会、
2013年2月 青森県弁護士会に登録換え、現在に至る

法テラス鱒ヶ沢法律事務所
(青森県西津軽郡鱒ヶ沢町)

1. はじめに

私は東京パブリック法律事務所で養成を受けた後、2013年2月に法テラス青森法律事務所へ赴任しました。

その後、青森県内で4つ目の法テラス法律事務所が鱒ヶ沢町に開設される運びとなり、2015年12月末の青森での任期満了を前に、同年7月1日の事務所開設と同時に、法テラス鱒ヶ沢法律事務所へ赴任することとなりました。

開設当初より、弁護士1名、事務職員2名という体制で執務を行っています。

2. 鱒ヶ沢町について

「あじがさわ」と読みます。公式には、「鱒」ではなく、「鱒」の漢字表記になります。

青森県の西海岸（日本海）に面し、同県の最西端にある深浦町の東側に位置しています。

北は日本海に臨み、南には世界自然遺産「白神山地」を有する自然の美しい町です。

鱒ヶ沢で最も有名なものと言えば、「わさお」でしょうか。ブサかわ犬として全国的にも有名になり、わさおの住まいには、毎日、県内外から観光客が詰めかけています。



わさお

青森県全体がそうですが、特に鱒ヶ沢は相撲が盛んな地域で、舞の海さん等も鱒ヶ沢のご出身です。

また、鱒ヶ沢を走る五能線は、日本海の海岸沿いの絶景を走るもので、「乗ってみたいローカル線ランキング」で常に上位に入ると言われています。鉄道ファンならずとも一度は乗ってみたいと言われる「リゾートしらかみ」が特に人気です。

春は山々の新緑、夏は日本海での海水浴、秋は溪流の紅葉、冬はスキーというように、1年を通じて自然との触れ合いを楽しむことができる町です。

鱒ヶ沢町の現在の人口は、10,625人（2016年5月末現在）です。青森県全体として人口減少・高齢化の問題を抱えていますが、鱒ヶ沢町においても同様のようです。

3. 裁判所管轄について

鱒ヶ沢に簡易裁判所があり、簡裁事件があれば、事務所から車で10分程の簡易裁判所に出廷することになりますが、受任事件の中で、簡裁事件は（今のところ）あまりありません。

鱒ヶ沢町を管轄する地家裁は、鱒ヶ沢町の隣の隣（東方）に位置する五所川原市にある、青森地方・家庭裁判所五所川原支部です。車で40分程、冬場なら強烈な地吹雪が舞う道路を（恐る恐る）走って、それ以上の時間がかかります。

刑事の身柄事件では、被疑者は同市にある五所川原署に勾留されるため、接見等に行く場合も同じ道程を進みます。

鱒ヶ沢と五所川原の間には、青森県内でも有名な地吹雪地帯があり、移動の際にはそこを通らざるを得

ず、運悪く地吹雪に遭遇したら、その間は冷や汗ものです（青森に来て、運転中に初めて地吹雪に遭遇した時には、「生きた心地がしない」とはこういうものかとしみじみ感じたものでした）。

青森市にいた頃は、裁判所も警察署も全て徒歩10分程の圏内にあったため、移動も徒歩で足り、時間もさほどかかりませんでした。鱒ヶ沢に来てからは常に車での移動を余儀なくされ、移動にも時間を要します（東京にいた頃に比べ、車の運転は上達したと自負していますが、歩く量（イコール運動量）はめっきり減っています）。

4. 法テラス鱒ヶ沢法律事務所の事業

昨年7月1日に司法過疎対策として設置された法テラスの「7号事務所」（今年7月1日より「4号事務所」から名称変更）で、現時点で、全国で最も若い法テラスの法律事務所です。

青森地裁五所川原支部管轄内では、五所川原市内にひまわり基金法律事務所を含めて4つの法律事務所がありますが、それよりも西方には法律事務所が1つもありませんでした。その西津軽地域の方々が司法へアクセスできるようにするために、鱒ヶ沢事務所が開設されました。

一昨年、青森法律事務所に在籍中、当時の法テラス青森地方事務所事務局長と各関係機関を訪問し、その際に、車で鱒ヶ沢や隣の深浦町を走っていた際に、「ここから五所川原まで法律相談を受けに行くっていうのは、高齢者等にとって、特に冬場はすごく大変ですよね」という話をしていました（当時は、鱒ヶ沢に法テラスの法律事務所が設立されるということ、ましてそこに自分が赴任するということは、全く想像していませんでした）。

7号事務所ということで、有償事件の相談・受任も認められていますが、相談・受任する事件の大多数は、民事法律扶助制度を利用している事件となっています。



鱒ヶ沢漁港



事務所から望む岩木山

高齢化や特に若者の人口減少が進んでいるという背景もあってか、成年後見に関する相談や裁判所からの選任も多くなっています。

弁護士登録するまでは、成年後見というのは司法試験の短答試験で出てくる程度で、その実務の実態は分かっていなかったというのが正直なところですが、養成時代に後見（保佐）事件のお手伝いをさせていただき、赴任前にその全体像を把握できたことが、今、非常に役立っています。

事務所としては、民事法律扶助制度の出張法律相談にも力を入れたいと考えています。法律事務所が1つできたとは言え、事務所まで行くことにも困難がある高齢者や障がい者の方々もいらっしゃることから、民事法律扶助制度を空洞化させないためにも、今後、出張相談の重要性が高まると考えられます。

5. 終わりに

私はそもそも青森には縁もゆかりもありませんでしたが、そこで任期を更新して2期目に入っています。

母が山形県出身であり、また、スタッフ弁護士の中でも、暖かい地域は人気があるけど、寒い雪国にはあまり行きたがらない（北海道は除く）と聞いたことがあって（真偽は不明ですが）、敢えて東北を選択肢の1つとして希望したところ、青森に赴任することになったというのが実情ですが、現在も含めてこの3年半、非常にやりがいのある仕事をさせていただいていると実感しています。

他のスタッフ弁護士やひまわりの弁護士の話を聞いても、やはり各自がそれぞれの地域で自然や食べ物、人との触れ合い等を満喫しつつ、都市部の若手ではなかなかできないであろう仕事をして、充実した日々を過ごしている様子がかがえます。

過疎地や地方で働くことに関心のある方、司法アクセスの解消のために働きたいという強い意欲をお持ちの方は、是非とも、手を挙げてその希望を実現させていただきたいと強く思っています。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948-70

湯島：1971-93

和光：1994-

18期(1964/昭和39年)

法曹として進むべき道を 模索した日々と充実した2年間



会員 倉内 節子 (18期)

1963年10月法務省に司法試験合格者の墨汁の名前を見た時から私の法曹への道は開かれた。大学卒業前で前途が開ける思いであった。翌年4月に、当時紀尾井町にあった司法研修所の門をくぐったことが昨日のこのように思い出される。

490名ほどの合格者のうち、女性は28名であった。10組のうち、1クラス2～3名であった。今から思うと隔世の感がある。修習前期と実務修習、修習後期と2年間に及んだ修習生時代は実務と理論と法曹としての倫理観の習得に明け暮れた。入所後豊島園で運動会があったが、受験勉強から解放されたかのようにみな心から楽しんだ。

時あたかも東京オリンピックで世の中はにぎわっていた。検察修習ではラジオに仲間と耳を傾けたこともあった。社会科見学として高崎の機関区で車掌の仕事を見学したり、妙高高原での宿泊付研修旅行も楽しかった。歌舞伎鑑賞もあった。解剖室研修もあり、男性が青い顔をして貧血模様に教室に戻ってきたのを見て私は欠席してしまった。栃木の女性刑務所見学では殺人犯の女性などの様子を見聞し、心がつぶれるような思いもした。

前期修習の刑事裁判官の自宅に仲間とお邪魔し、死刑判決を言い渡す朝はお経をあげるなどのエピソードもうかがうことができた。同教官は自宅の泰山木の白い花を教室に飾るなど行き届いた配慮をされた。この教官はクラスの雑誌の名前に「いわし雲」と名付け

られた。「いわし」が将来大海を泳ぐ魚になれと励ましてくれたのである。研修所での民事裁判での要件事実の修習は実務家になって大いに役立っている。

私は実習修習（東京）で、当初志望していた検察官への道ではなく、法曹として庶民と共に人権擁護、とりわけ労働者の権利の確立のため、労働弁護士の道を進むことにたどり着いた。そのきっかけは修習生の仲間とともに先輩の弁護士と憲法の学習会や労働争議の現場に出かけ、たたかう労働者と交流する機会があったからである。

他方、5～6人の仲間と英米判例研究会をもち、英語辞典などと皆格闘して判例の意味内容を討論した。

民事裁判修習は朝日訴訟の判決を言い渡した浅沼武裁判長であったり、家庭裁判所少年部修習では、かの著名な野田愛子裁判官の指導を受けた。裁判官志望は常に頭をよぎった。後期修習終了が近づくころ、裁判官志望者の裁判所側との面接を受けた時、「裁判官は転勤が多く、結婚しても大丈夫？」などと聞かれ、当時女性の自立、仕事を真剣に考えていた私はこのような質問を受けたことで裁判官志望は完全に捨てた。20代前半から50代という年齢の幅を超えて2年間の修習生時代は、良き師、良き友に恵まれた法曹の卵としての充実した日々であった。

1年間、しかも貸与制という現在の修習生には想像もできないことと思う。

弁護士生活6カ月

会員 馬場 洋尚



1 はじめに

弁護士登録をしてから6カ月が経過した。

駆け出しの私は、まだそれほど手掛けている案件が多くはなく、弁護士の中では比較的時間のある方である。そのため、時間があれば、会派の活動や部会の活動などに参加するようにしている。

2 自治体等法務研究部の活動

自治体等法務研究部では、月に1回、行政事件に関する裁判例の発表を行っている。私も、さっそく1件裁判例の発表を担当させて頂いたが、情報量を多くし過ぎてしまい、つらつらと事案を読み上げるような発表になってしまった。この反省を踏まえ、他の部員の裁判例発表を聞くときにも、「自分だったらどう発表するか」ということを意識して聞くようにしている。弁護士をしていると、何かとプレゼンをする機会も多いと思うが、早い段階からこのような経験を積むことは有益なことであると思う。

また、同研究部では、自治体メール相談という制度も設けている。これは、区役所などの地方自治体からメールでの相談を受け、これに対し主査を担当する弁護士と副査を担当する弁護士が協議して回答するというものである。

地方自治体からのメール相談は、地方自治法や条例を基本に他の様々な法令に関連する相談が多く、非常に勉強になっている。若手のうちでは中々経験できないような相談案件に携わることができるのは、非常に有り難いことである。

3 東日本大震災復興支援特別委員会の活動

同委員会では、年に数回、被災地訪問を行っている。被災地訪問は、1泊2日のプランで行うことが多い。主

な活動内容としては、被災地の市役所との意見交換会、仮設住宅訪問、民営・公営の被災者支援団体との意見交換会などである。

私は、本年度第三回目の被災地訪問及び第四回目の被災地訪問に参加した。被災地訪問をして勉強になるのは、各自治体や復興支援団体の復興政策の概要を学べる点である。また、各地によって復興政策の在り方が異なるところも非常に面白さを感じる。

例えば、宮城県東松島市では、災害時に一般電力会社からの供給が停止した際にも、3日間～1週間電力供給が可能な住宅地区である「スマート防災エコタウン」という施設設置の計画を立てている。同市では、防災に力を注がれている印象を受けた。一方で、岩手県大船渡市では、民間企業の主導により、かつては商店街及び居住区であった大船渡駅周辺地区につき、商業施設とする計画を立てている。同計画では、当該地区につき、ものづくり施設、ショッピングセンター、スポーツ・イベントの創出空間など様々な施設を設けることが企画されている。同市では、都市の再生に力が注がれていると感じた。

被災地の人々は、東日本大震災で甚大な被害を被り、現在も決してその傷は癒えていないように思う。その一方で、被災地の人々が、心身ともに辛いなかでも、夢と希望を込めて復興政策やまちづくりに尽力されていることを知り、感銘を受けると共に、私自身が非常に励まされた。

4 結び

会派や部会の活動は、一桁台の期から同期まで様々な弁護士と知り合いになることができ、また、本業のみでは体験できないことが多く、非常に刺激になっているので、お勧めである。

『ここがポイント 事業者の内部通報トラブル』

東京弁護士会公益通報者保護特別委員会 編集 法律情報出版 3,000円(本体)



内部通報に携わる方に

会員 小出 康夫 (46期)

- 1 共著でありながら文体に違和感がなく、読み出したら止まらない。内部通報のエッセンスが凝縮された一冊である。
- 2 公益通報者保護法は、同法により保護する通報者と通報事実を一定範囲に限定している。しかし、各企業や団体は、その実情に応じてコンプライアンス遵守の実を挙げるべく、通報者の範囲、通報内容・対象、受付窓口、通報方法、受付後の対応、不利益取扱いの防止、制度の周知等に工夫を凝らしている。制度の構築は困難を伴う作業だが、本書ではそのヒントが満載である。
- 3 内部通報の現場では、多くの関係者（告発者、企業団体、経営者、通報担当者、外部窓口、調査委員会等）がそれぞれの利害を抱えながら、協力し時には対立する。本書では、各関係者がその役割を十全に果たせるよう、的確かつ細やかな記載がなされている。

弁護士は、いずれの関係者とも関与する機会があり、その時その場合に応じて、迅速かつ適切な判断と言動が求められる。告発者から相談を受けた際、告発者を守りながら内部通報を貫徹させるにはどうしたらよいか。顧問会社の経営者や通報担当者から連絡を受けた際、会社の利益と公益との調整を顧問弁護士としてどうクリアーするか。第三者委員会の委員を打診されたら、どのような心構えで臨んだら良いか。明日にでも直面するこれらの問題に対して、本書は実践的な回答を用意している。
- 4 米国、韓国、英国といった、内部告発・内部通報の分野で先行する諸外国の制度とその問題点を、要領よく解説してあるところも大いに参考になる。
- 5 本書では、重要判例の解説にかなりのスペースが割かれている。しかし、ただの解説ではない。認定事実及び判示を分析する中で、各ケースに応じた告発者側の注意点、事業者側が留意すべきこと、通報担当窓口での対応の良否、弁護過誤になりかねない弁護士の言動など、各当事者が迷い悩む点につき、懇切丁寧な示唆が随所に盛り込まれている。

内部通報は、上手に運用すれば、企業が抱える問題点を早期に発見し是正することが可能な仕組みである。本書では、この視点が貫かれている。コンプライアンス遵守に悩む事業者にこそ、本書を紐解いてもらいたい。
- 6 公益通報者保護法が施行されて10年が経過した。しかし、通報者に対して安易に不利益処分を課すなど、事業者側の意識変革は遅々として進まない。残念ながら現状は、公益通報制度が十分に機能しているとはとても言えない。本書は、今後の課題とともに、現在進行中の法改正の展望にも言及している。
- 7 内部通報処理は、錯綜する利害の中で、弁護士としての総合力が試され、スキルを磨くことができる、やりがいのある分野である。意欲を持って取り組む弁護士にとって、本書は心強い味方になるはずである。



弁護士最速を目指して ～ Road To Fukuoka ～

会員 小池 孝範 (63期)

今回は、私がFacebookで趣味のマラソンに関することを投稿していたことをきっかけに、当欄の執筆のお話をいただいた。

私は、高校時代陸上部に所属しており（専門は中距離800m）、もともと走ることは好きだった。しかし、大学進学後はほとんど走らなくなり、年齢とともに着実に体重が増えていった。特に弁護士になってからは体重がみるみる増加し、2011年12月には70キロに迫る数値となった。

そこで、2012年からダイエット目的で走り始めた。しかし、ただ漫然と走るのは退屈で習慣にならず、なかなか痩せなかった。転機になったのは、2014年の東京マラソンに当選をしたことだ。当時はフルマラソンを走ることなど考えていなかったが、約10倍の倍率である東京マラソンに当選をしたことで、一気にランニング熱に火が付いた。それからは継続的に走るようになり、結果として10キロ近くの減量に成功した。

そして、初マラソンの東京マラソンは2時間58分25秒で完走し、3時間切り、いわゆる「サブスリー」を達成することができた。マラソンランナーにとって、サブスリーは一つの壁として語られる目標であるため、まさか初マラソンでサブスリーを達成できるとは思っておらず、我ながら驚いた。周りからの祝福も、司法試験に合格した時以上だったように思う。



東京マラソンで走る楽しさを思い出してからは、純粋に記録を求めて走るようになった。だいたい週4回ほど走っており、平日は出勤前に自宅近くの公園の周りを走り、練習時間を確保している。旅先にもランニンググッズを持参して走り、普段と違う景色を走る楽しさを味わっている。まさにランニング中心の生活となった。

ランニングをして一番良かったことは、多くのランニング仲間ができたことである。その中でも特に、弁護士、司法書士、公認会計士、税理士、行政書士の先生方とは、「士業連合」というチームを作り、毎年、八王子夢街道駅伝や横浜駅伝などの駅伝大会に出場したり、夏には合宿を行ったりして親交を深めている。今年は八ヶ岳で合宿をし、2日間で70キロ近くを走りこんだ。

これまで走ったフルマラソンは6回。自己ベストは、今年2月の別府大分毎日マラソンで出した2時間43分24秒である。この記録で、毎年5月に発表される全日本マラソンランキングにおいて、35歳の部で98位になり、目標だった100位以内に入ることができた。

今後の目標は2つある。1つは、おそらく弁護士最速である第二東京弁護士会所属の先生の記録（現在2時間37分47秒）を破ること。6分の差は大きいですが、なんとか背中を捕らえて弁護士最速の座を奪いたい。もう1つは、福岡国際マラソンに出場すること。こちらは

2時間35分を切らなければ出場できないため、さらに難しい。昨年までは2時間40分を切れば出場できたのだが、今年から出場資格が変更されてしまい、目標が遠のいてしまった。ただ、マラソンは40代、50代でも記録を伸ばせるスポーツであるため、気長に楽しみながら2つの目標を達成したい。どうやら、もうしばらくはランニング中心の生活を送ることになりそうである。